

「生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施状況の中間評価（案）」
及び「生物多様性条約第 7 回国別報告書（案）」に対する
意見募集の結果について

令和 8 年 2 月 20 日（金）

環境省自然環境局自然環境計画課

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

1. 概要

「生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施状況の中間評価（案）」及び「生物多様性条約第 7 回国別報告書（案）」（※）について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施した。

- （1）意見募集期間：令和 7 年 11 月 4 日（火）～同年 12 月 3 日（水）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- （3）意見提出方法：e-Gov の意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集の集計結果

意見提出のあった個人・団体の数は 17（※）であり、のべ意見数は 226 件（※）であった。その内訳については次の通り。

※意見募集要領の条件を満たした有効意見に限る。

（1）意見提出者の内訳

e-Gov	17
郵送	0
合計	17

(2) 項目別の意見件数

意見提出箇所	意見数
0. はじめに	1
1. 基本戦略1 生態系の健全性の回復	61
2. 基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決	25
3. 基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現	40
4. 基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）	15
5. 基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進	16
6. 総括・結論	7
7. その他	7
合計	172

3. お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する考え方
別紙のとおり

お寄せ頂いたご意見の概要とご意見に対する考え方

別紙

※ご意見の全体像が分かるように、ご意見の要素を抽出し、整理しております。

※ご意見の概要に記載された内容は、基本的に頂いたご意見から抜粋・要約したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

※下記に該当する内容については公表いたしません。

- ・「生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価（案）」及び「生物多様性条約第7回国別報告書（案）」の内容と無関係なもの
- ・特定の個人・法人等が識別され得るもの
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがあるもの
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当するもの
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当するもの
- ・記載された情報が虚偽であると判明したもの

※本表において、「中間評価案」は「生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価（案）」を指しております。「国別報告書案」は「生物多様性条約第7回国別報告書（案）」を指しております。

※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、意見募集時の案のものを指しております。

0. はじめに		
（本案の評価方法の見直しを求める）		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	グローバルレビューの意義（グローバルな目標と現状とのギャップを明らかにした上で、グローバル目標達成に向けて各国がNBSAPを通じた改善を行うこと）を踏まえ、中間評価案の「はじめに」の箇所に、国家戦略に記載されている「さらに、中間評価・最終評価等を踏まえた指標や個別施策の見直しやグローバルレビューの結果等を踏まえた本戦略自体の見直しについても必要に応じて検討する」旨を引用し、明記すべきである。	ご意見を踏まえ、中間評価案の「はじめに」について、下記のとおり修正いたします。 2026年秋にアルメニアで開催される生物多様性条約 COP17 において、各締約国から提出される国別報告書等を踏まえ、新枠組の進捗状況を把握・分析するグローバルレビューが行われる予定である。 → 2026年秋にアルメニアで開催される生物多様性条約 COP17では、各締約国から提出される国別報告書等を踏まえ、新枠組の進捗状況を把握・分析するグローバルレビューが行われる予定である。国家戦略2023-2030においては、本中間評価やグローバルレビューに関して、「中間評価・最終評価等を踏まえた指標や個別施策の見直しやグローバルレビューの結果等を踏まえた本戦略自体の見直しについても必要に応じて検討する。」とされている。
1. 基本戦略1 生態系の健全性の回復		
基本戦略1 まとめと評価		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	「基本戦略1 まとめと評価」に、森林生態系の生物多様性の回復手段として「絶滅種オオカミの再導入はこれまで未検討であったが、専門家や国民から検討すべきとの声があり海外での事例等からも実際に大きな効果が見込める可能性が高いと考えられることから、早急な検討と具体的な実施計画の策定が求められる」などの記述を加えるべきである。	原案通りといたします。ニホンオオカミは1905年に絶滅したと考えられており、仮にオオカミの日本での再導入を考える場合、1) 人身被害の発生、2) 希少な動物や家畜、愛玩動物の捕食、3) 感染症による他の動物への影響、人獣共通感染症による人への影響、4) 再導入した個体の管理等の懸念や課題があると考えています。
3	基本戦略1 まとめと評価について、JBO4中間提言のキーメッセージ①の冒頭に掲げた「なお、JBO4中間提言では、我が国の生物多様性は全体として損失し続けており、生態系サービスも回復するまでには至っていないと考えられる、としている。」を追記すべき。	JBO4中間提言における評価内容は随所で活用しており、ご意見いただいたキーメッセージ①の内容は基本戦略1に限らず、基本戦略全体にかかる内容であることから、中間評価案第3部の総括において活用し、記載しておりますので、本箇所は原案通りといたします。
状態目標1-1 全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	・「自然林や二次林において樹木の地上部現存量が増えている」という評価は、近年の伐採減少を考慮すると当然の結果であり、森林におけるシカの過剰採食による下層植生の減退・消失や土壌流失により、土壌生態系が退縮・消失していることから、生態系の健全性はむしろ低下していると認識すべきである。 ・「自然林や二次林においては樹木の地上部現存量が増えている。」との記述は削除すべきである。高木層の地上部現存量の増加は成熟期までの森林で自然に生じる現象であり、シカの過剰な採食圧による下層植生の減退・消失など、森林全体の健全性を損ねる要因が存在する中で、この記述のみを取り上げて評価することは適当でない。 ・「自然林や二次林においては樹木の地上部現存量が増えている」との記載について、これは高木層の植物の伐採が行われない限り当然の結果であり、生態系の健全性回復を示す指標としては不適切であるため削除すべきである。	森林生態系については、ご指摘の自然林や二次林における樹木の地上部現存量に加え、土地全体に対する森林の割合や自然草原に生育する維管束植物の植被率・種数等で評価しておりますが、評価に際してのデータギャップがあることは認識しており、「主な課題や今後の方針」にはそうしたギャップへの対応を記載しております。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
5	森林生態系に関する課題として、オオカミの絶滅による食物連鎖の破壊が高山帯での自然草原の回復を阻害している点を加筆すべき。	高山帯の自然草原に生育する維管束植物の植被率・種数等が維持傾向となっております。この要因としては気候変動や人為的なかく乱等の多様な要因が考えられ、オオカミの絶滅による食物連鎖の破壊のみを取り上げることは適切でないため、原案通りといたします。
6	「高山帯の自然草原に生育する維管束植物の植被率・種数等が維持傾向にある」との記載について、維持傾向の要因が獣害防除の柵の設置によるものであり、生態系の健全性が回復したことによるものではないため、当該記述は削除すべきである。	高山帯の自然草原に生育する維管束植物の植被率・種数については、JBO4中間提言付属書 (https://www.env.go.jp/content/000348017.pdf) のP41・P43に掲載しているモニタリングサイト 1000 高山帯調査のデータから維持傾向と判断しており、本モニタリングサイトは全て獣害防除の柵を設置しているわけではないことから、原案通りといたします。
7	藻場生態系にかかる記述について「・・・重要である。」の後に、2026年度からデータの収集を開始し、第8回以降の国別報告書では藻場生態系について、データを基にした傾向の把握が可能となるようにする、と記載すべき。	原案通りといたします。なお、〈沿岸・海洋生態系(藻場)面積〉については、「自然環境保全基礎調査マスタープラン令和5～14(2023～2032)年度(環境省生物多様性センター。令和5(2023)策定)」の調査計画に基づいて比較可能なデータを収集できるよう努めます。

8	干潟・砂浜生態系にかかる記述について「・・・重要である。」の後に、2026年度からデータの収集を開始し、第8回以降の国別報告書では干潟・砂浜生態系について、データを基にした傾向の把握が可能となるようにする、と記載すべき。	原案通りといたします。なお、＜沿岸・海洋生態系(干潟)面積＞については、「自然環境保全基礎調査マスタープラン令和5～14(2023～2032)年度(環境省生物多様性センター。令和5(2023)策定)」の調査計画に基づいて比較可能なデータを収集できるよう努めます。
9	生態系ネットワークにかかる記述について、「・・・引き続き検討を始める。」の後に、2026年度からデータの収集を開始し、第8回以降の国別報告書では生態系ネットワークについて、データを基にした傾向の把握が可能となるようにする、と記載すべき。	＜生態系の連続性・生態系ネットワーク指数＞については、自然環境保全基礎調査総合解析(令和8年度公表予定)において解析中であるため、原案通りといたします。
10	・農地生態系について、「総合的に判断して、大きな進展なし(信頼性:低い)と評価している。」に続いて、「2030年までに農業が生物多様性に与えるインパクトについて、農法による違いなどを評価していくことが必要である。」を追記すべき。 ・農地生態系の生物多様性保全については、農法・農地構造・農地管理の視点からそれぞれ課題を抽出して解決を図る記述とすべき。	本状態目標における農地生態系の評価は、ご指摘の農法・農地構造・農地管理の違いも反映された結果であると考えており、原案通りといたします。なお、ご指摘のように農法・農地構造・農地管理の違いが農地生態系の生物多様性に相互に影響すると考えていることから、いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
11	・日本の生態系の頂点に立つべきオオカミを再導入することで、シカなどの個体数を生態系の自然調節力により抑制することを提案。 ・森林生態系に関する今後の方針として、オオカミの再導入による食物連鎖の修復を通じた生態系の健全性の回復について検討することを加筆すべき。	原案通りといたします。ニホンオオカミは1905年に絶滅したと考えられており、仮にオオカミの日本での再導入を考える場合、1)人身被害の発生、2)ニ希少な動物や家畜、愛玩動物の捕食、3)感染症による他の動物への影響、人獣共通感染症による人への影響、4)再導入した個体の管理等の懸念や課題があると考えています。
12	藻場や干潟を「沿岸生態系ネットワーク」として一体的に捉え、藻場と干潟の相互作用を考慮した統合的な指標を評価を導入し、また干潟の再生と藻場の回復をセットにした、より広域的な保全・再生計画を策定・実施すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
13	「保全が不十分な小規模干潟の消失状況や劣化度」を把握するための調査・評価の強化、開発地などで緊急避難的な代替環境になっている場所の把握に努めることを明記するとともに、これらの代替地の保全の重点化を求める。	いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
14	シギ・チドリ類の減少傾向を止めるため、「干潟の減少量・機能損失量」に対し、「開発事業に伴う代償措置として創出または機能回復された干潟の規模・質」の比率を評価基準に組み込み、環境再生・代償措置の実施など実効性の高い保全活動へ予算を重点配分すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

状態目標1-2 種レベルでの絶滅リスクが低減している

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
15	CBD-COP10の決定X.31「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」の通称水田決議の達成状況も記述すべき。	ご意見を踏まえ、中間評価案P185の施策「5-5-22ラムサール条約の実施」の施策の取組状況と成果を以下のとおり修正します。 条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施している。2025年7月の締約国会議(COP15)に向けて、国別報告書を提出済みである。 → 条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施している。2025年7月の締約国会議(COP15)に向けて、国別報告書を提出済みである。なお、同報告書にはラムサール条約COP10において採択された水田決議の実行に係る成果として、渡り鳥やその他希少野生動植物種の生息に配慮した水田の冬期湛水等の取組を記載した。また、水田決議に基づく取組の推進のため、関係省庁及びNGOでは、2か月間に1回程度意見交換を行っている。
16	オオカミの再導入の検討を加えるべき。トキやコウノトリの事例と同様に、オオカミの再導入が生物多様性の回復に寄与すると期待され、特にニホンジカやイノシシの個体数を生態系の自然調節により低減させる効果が期待されるため。	原案通りといたします。ニホンオオカミは1905年に絶滅したと考えられており、仮にオオカミの日本での再導入を考える場合、1)人身被害の発生、2)ニ希少な動物や家畜、愛玩動物の捕食、3)感染症による他の動物への影響、人獣共通感染症による人への影響、4)再導入した個体の管理等の懸念や課題があると考えています。
17	絶滅種のうち国内または国外からの再導入が可能なものについてリストアップし、その実施状況を生態系の健全性の回復の指標とすることを記述に加えるべきである。	ご意見いただいた指標は、種レベルでの絶滅リスクの低減の状態を示す指標としては直接的ではないと考えられるため、原案通りといたします。なお、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」において生息域外保全からの野生復帰のあり方をまとめており、懸念される悪影響も考慮する必要があるところ、その必要性と実現可能性の両面から事前に十分に検討する必要があると考えています。

行動目標1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
18	海域の保護地域や OECM の保全も陸域と等しく重要であるため、「主な成果や進捗状況」において、海域において進捗がない旨を明確に記載すべきである。	中間評価案の「③主な課題や今後の方針」に記載のとおり、ご指摘の海域での保護地域や OECM の広がりについて進捗がない点は認識していますが、「②主な成果や進捗状況」は、国別報告書案に記載の「③Provide a summary of progress towards the target, including the main outcomes achieved」に対応する項目であり、当該項目は中間評価案全体を通して、成果や進捗の要約を記載することで統一しているため、原案通りといたします。
19	＜陸域(KBAs)に対する保護地域・OECM 該当面積割合＞及び＜海域(EBSAs)に対する保護地域・OECM 該当面積割合＞について、「今後継続的に把握」以降、「早急かつ継続的に把握し、今後の検討に有効活用する」と修正し、取組の重要性を明確に示すべきである。	当該箇所は、指標＜陸域(KBAs)に対する保護地域・OECM 該当面積割合＞及び＜海域(EBSAs)に対する保護地域・OECM 該当面積割合＞に係る方針を記載する箇所であることから、原案通りといたします。いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
20	保全の性質が異なる「保護地域」と「OECM」の達成面積(または割合)を明確に分けて評価・報告すべき。	中間評価案の行動目標1-1の「④関連指標」にありますとおり、保護地域とOECMごとの面積値も掲載しています。

21	「～2021年から変わらず13.3%となっており、今後目標達成に向けた取組を推進する。」について、「～13.3%となっている。今後目標達成に向け、生態学・生物学的に重要な区域について適切に保全し、有効な管理の実現に向け、新規・既存の海洋保護区の質の担保に繋がる取組を推進する」といった具体的な記述にすべき。特に、面積拡大のみならず、行動目標1-1に平仄をあわせ、「海域」の有効な管理についても同箇所而言及すべきである。	当該箇所は、ヘッドライン指標である「保護地域とOECMの面積割合」に係る方針を記載する箇所であることから、原案通りといたします。また、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、海域の保護地域とOECMの質に関しては、本行動目標に記載のある「海域(EBSAs)」に対する保護地域・OECM 該当面積割合等」の指標で把握しているところです。
22	「海域は数値上変更なしとなった。」に続けて、今後、海域(干潟・浅海域)についても保護区・OECMを拡大する努力をする、と記載すべき。	当該箇所は「行動目標1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する」にかかる実施措置の有効性を示す例を記載する箇所であるため、原案通りといたします。なお、海域において目標達成に向けた取組を推進することについては、国別報告書案における同目標の「④目標のさらなる実施に向けた主要な課題と、異なるアプローチの例」において記載しています。
23	日本の国家管轄権内のKBA及びEBSAsのアップデートについても検討する旨を追記すべきである。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
24	OECMの質の担保に関する現状認識と今後の対応について、「制度が導入されたばかりでまだ更新事例はなく、今後把握可能となる予定である」を、「制度が導入されたばかりでまだ検討が進んでいない。今後の認定事例の増加を踏まえ、質の担保に向けた施策を早急に実施する」に修正すべきである。	OECMの質の担保についてはご指摘の通り非常に重要と考えており、現行制度においても、適切な審査による認定後、活動状況について生物多様性見える化システムで報告することになっており、主務省庁及びERCAでフォローアップをすることで、質の担保に取り組んでいることから原案通りといたします。 なお、当該箇所については、OECMの管理の有効性について述べた箇所であることから、以下のとおり修正します。 OECMの質の担保について、<自然共生サイト認定後に更新されたサイト数>は制度が導入されたばかりでまだ更新事例はなく、～ → OECMの管理の有効性について、<自然共生サイト認定後に更新されたサイト数>は制度が導入されたばかりでまだ更新事例はなく、～
25	「主な課題や今後の方針」全体において、記載のある既存施策の次のステップとして、地域における空間利用計画を含むランドスケープ・シースケープアプローチの統合的な取組の推進を明記すべきである。特に、「生物多様性見える化システム」の戦略的活用、ランドスケープ・シースケープアプローチの地域実装は重要である。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ・「生物多様性見える化システム」について、自然共生サイトにおける活動やモニタリング記録を出力できる機能や、地域ごとの保全目標や現況を確認できる機能等の設計・開発を進める。 → ・「生物多様性見える化システム」について、自然共生サイトにおける活動やモニタリング記録を出力できる機能や、地域ごとの保全目標や現況を確認できる機能等の設計・開発を進める。本システム上の様々な情報を活用しながら、自然共生サイトの認定促進等を図り、ネイチャーポジティブな地域づくりの推進に貢献する。
26	施策「1-1-5生息地等保護区における希少種の保全」について、生息地等保護区の新規指定のための予算獲得に努めることに加え、今後の生息地等保護区指定の数値目標(種数や所数など)の設定を進めることを明記すべき。また、個体数が個体群の存続可能個体数より少ないことが明らかになった場合には、速やかに国内希少野生動物種の指定を行うことを明記すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
27	施策「1-1-14 国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECM該当地域の整理」について、国の制度に基づいて管理されている森林、河川、緑地のOECMとしての整理を進めることに賛同する。特に河川は民間では管理できないことから、都道府県がOECMに登録するためのインセンティブの検討を進めることを要望する。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
28	日本が国際データベースに報告している共同漁業権区域といったMPAの一部において、上関原発の計画や使用済み核燃料中間貯蔵施設の計画、伊方原発の存在など、生態系への複合的・長期的なリスクを抱える開発が容認されており、保護区としての整合性が欠如しています。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
29	「生物多様性見える化システム」(見える化マップ)が非常に見づらく、MPAの定義や範囲が不明確なため、情報公開として機能していないと言わざるを得ない。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
30	・目標の達成に向けた主な実施措置として、ラムサール条約湿地に関するラムサール・インフォメーション・シート(RIS)の更新を記載すべき。 ・ラムサール情報票(RIS)の全数更新には至っていないことを課題としてあげるべき。	当該箇所では、国家戦略に掲げられている行動目標1-1の主な施策の名称を記載しており、原案通りといたします。なお、ラムサール条約湿地の保全に関しては、施策「5-5-21ラムサール条約及び条約湿地の保全、賢明な利用及び普及啓発」(中間評価案P185)を実施しており、同箇所の「施策の取組状況と成果」「課題と今後の方針」において、ラムサール情報票(RIS)の更新について記載しており、引き続き本施策を推進します。
31	多自然川づくりに関連して、IUCN-WCC2020決議17「湿地保全のために自然な水の流れを保護する決議」も記載し、これを推進することを課題として記載すべき。	当該箇所は「河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成」にかかる施策の課題や今後の方針を記載する箇所であり、関連決議を記載することは適当でないため、原案通りといたします。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

行動目標1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
32	主な課題として、森林生態系はオオカミの絶滅により食物連鎖の完全性が損なわれている状態であるとの認識を記載すべき。	森林生態系の劣化につながる要因は、気候変動や人為的なかく乱など様々であると考えられること、オオカミの再導入を実施する予定はないことから、原案通りといたします。
33	自然共生サイト事業における「回復」活動の認定件数または面積を、将来的な認定増加を考慮し、NBSAP(生物多様性国家戦略行動計画)の指標に含めることを提案。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
34	GBFターゲット2「劣化した生態系の30%の地域を効果的に回復させる」での整理を踏まえ、早急に「劣化地」の定義および「再生が行われている面積」の算定に取り組むことを求める。	GBFターゲット2については、国内外の動向を踏まえながら対応します。

35	<p>本行動目標の他の国内指標に関しては、増加傾向が見られるものの、2030年に向けた目標値(設定されている場合)との比較が本文中でなされておらず、本行動目標およびターゲット2の進捗評価として十分な説明がされていない。せめて重点取組施策に関する指標については、今後の方針で2030年目標値を明記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえて、本行動目標の指標のうち、重点施策の評価指標と同一のものについて、目標値との比較が分かるよう、本行動目標の「②主な成果や進捗状況」を以下のとおり修正します。なお、重点施策を含む各施策の指標の目標値や点検値については中間評価案第2部の「2. 具体的施策の点検結果」において記載しています。</p> <p>・劣化した生態系の再生に関係する指標である<公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて天然林に移行することとされている人工林の面積うち、天然林に移行した人工林の面積割合(累計)>、<自然再生推進法の取組箇所面積>、<特に重要な水系における湿地再生割合>、<都市域における水と緑の公的空間確保量>はいずれも増加傾向にあり、進展が見られる。</p> <p>・生態系ネットワーク形成については、<水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数>、<取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数>は増加傾向にあり、進展が見られる。</p> <p>→</p> <p>・劣化した生態系の再生に関係する指標である<公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて天然林に移行することとされている人工林の面積うち、天然林に移行した人工林の面積割合(累計)>、<自然再生推進法の取組箇所面積>、<特に重要な水系における湿地再生割合>はいずれも増加傾向にあり、また、<都市域における水と緑の公的空間確保量>についても2025年度目標値である15.2m²/人には届いていないものの、2023年度時点で14.2m²/人と増加傾向にあることから、進展が見られる。</p> <p>・生態系ネットワーク形成については、<水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数>は増加傾向にあり、特に<取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数>は18となり2030年度目標値である17を既に達成していることから、進展が見られる。</p>
36	<p>優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)による民間主体の緑化推進に加え、民間主体の取り組みを推進する策として、「TSUNAG認定後もGBFに資する形で、保全活動が継続的且つ適切に行われるためのインセンティブのあり方についての検討」等の追記を要望する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)により、民間主体による緑化を引き続き推進する。</p> <p>→</p> <p>市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度の運用や優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)のインセンティブ充実等により、民間主体による緑化を引き続き推進する。</p>
37	<p>今後の方針として、生態系の健全性を回復させるためには、オオカミの再導入によって失われた食物連鎖の完全性を修復すべきであることを記述すべき。</p>	<p>原案通りといたします。二ホンオオカミは1905年に絶滅したと考えられており、仮にオオカミの日本での再導入を考える場合、1)人身被害の発生、2)二希少な動物や家畜、愛玩動物の捕食、3)感染症による他の動物への影響、人獣共通感染症による人への影響、4)再導入した個体の管理等の懸念や課題があると考えています。</p>
38	<p>民間の取組を後押しするため、自然共生サイト事業の回復活動で目指す生物多様性の「劣化」および「回復」の定義を至急定めていただきたい。さらに、定義について他の自然再生事業等と平仄が揃うことを期待する。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、自然共生サイトの回復タイプに関しては、「地域生物多様性増進活動の手引き」において、「生物多様性を回復する活動」の考え方を記載しています。</p>
39	<p>「地域と連携して推進」という表現に対し、「地域への支援を強化しつつ、地域と連携して推進」とする修正を提案する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>引き続き、自然再生事業や生態系維持回復事業等を着実に実施するとともに、民間や地域による生物多様性を回復する活動の認定を進めることで、自然環境や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を地域と連携して推進する。</p> <p>→</p> <p>引き続き、自然再生事業や生態系維持回復事業等を着実に実施するとともに、民間や地域を支援しつつ、生物多様性を回復する活動について地域生物多様性増進法に基づく認定を進めることで、自然環境や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を地域と連携して推進する。</p>
40	<p>主な具体的施策の課題や今後の方針に「増え続ける耕作放棄地を、生態系に配慮しつつ保全・再生を推進する。」を追記すべき。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>行動目標1-3 汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする)や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減(侵略的外来種の定着率を50%削減等)に資する施策を実施する</p>		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
41	<p>施策「1-3-24 水質総量削減等を通じた閉鎖性海域の水環境改善」および施策「3-4-28 赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類不足への対策」について、瀬戸内海の生物多様性回復を加速するため、「復元された磯浜の面積または割合」を、干潟・藻場と並ぶ重要な沿岸生態系の回復目標として設定し、この数量目標に基づき、磯浜復元を具体的な施策として義務付けるための措置(法制化を含む)を検討・講じるべき。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
42	<p>データベース公開や生物生態系影響のリスク評価手法の検討などを高く評価します。一方、「<使用済プラスチックの有効利用>は増加傾向にある。」と評価されているが、回収とリサイクル率だけでなくプラスチックの生産・消費の削減についても評価する必要があるため、今後の方針として、進捗状況評価のためにプラスチック生産・消費量の推移をモニタリングし評価に加えること、一次プラスチックの生産量削減と、使い捨てプラスチックや、問題のあるプラスチック製品、懸念される化学物質を含み人の健康や環境へのリスクがある製品の段階的な廃止・制限に向けた国内法整備を進めること、加盟国に対してプラスチックのライフサイクル全体を対象とする国際的に法的拘束力を持つ条約(国際プラスチック条約)を迅速に締結・署名・批准し、さらに時間をかけて強化するよう取り組みを進めること、海鳥への蓄積、影響も明らかになりつつある添加剤についても影響の客観的な評価と有効性のある規制を進めることを記載すべき。</p>	<p>プラスチックの排出抑制については、施策「4-4-2プラスチック資源循環の推進・プラスチック資源循環戦略に基づく取組」において記載のある「製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進する。」に包含されており、さらに当該施策の指標として「ワンウェイプラスチック排出抑制」の割合を掲げていることから、原案通りといたします。ほかにいただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

43	<p>施策「1-3-28海洋ごみ対策の推進等」について、加盟国に対して、一次プラスチックの生産削減と使い捨てプラスチックおよび問題あるプラスチック製品の段階的な廃止、そして懸念される化学物質の規制を含む、プラスチックのライフサイクル全体を対象とする国際的に法的拘束力を持つ条約を迅速に締結・署名・批准し、さらに時間をかけて強化するよう取り組むことを明記することを要望する。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
44	<p>施策番号1-3-28について、プラスチック条約におけるプラスチックの生産規制については、一律削減に反対し、慎重な姿勢を堅持すべきである。また、安易に生産量を減らすような妥協は望ましくない。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>・魚具による環境への負の影響を低減するため、ALDFG(放棄、逸失または投棄された漁具)に特化した対策(流出予防、軽減、回収)をカバーした包括的な取り組みを今後の施策に含めるべきである。 ・漁業系プラスチックごみが日本沿岸の海岸漂着プラスチックごみの半数を占めている現状を踏まえ、漁具に特化した対策を現状よりも強化すべきである。 ・「引き続き、クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を行う。」を「クジラ、海鳥、ウミガメを含む生物、魚や無脊椎動物等の水産生物、サンゴや藻場等の生態系に与える影響を低減する漁具の開発を推進する。ただし、最も優先される対策は漁具の流出予防の徹底であることを念頭に、流出後の漁具回収策もあわせてカバーした包括的で法的拘束力のある制度の実施を進める。」とする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、行動目標1-3の「②主な成果や進捗状況」、「③主な課題や今後の方針」に、それぞれ以下のとおり追記します。</p> <p>「②主な成果や進捗状況」 <u>漁具等の漁業分野における海洋ごみ対策として、使用済漁具の計画的処理を推進するための指針を策定し、海洋に流出した漁具による環境への負荷を最小限に抑制するため、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具開発・改良等の支援や漁網のリサイクル推進に対する支援を行っているほか、海岸漂着物等地域対策推進事業や漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業による海洋ごみや海岸漂着物等の回収・処理を推進している。</u></p> <p>「③主な課題や今後の方針」 <u>漁具等の漁業分野における海洋ごみ対策として、引き続き、海洋に流出した漁具による環境への負荷を最小限に抑制するため、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具開発・改良等の支援や漁網のリサイクル推進に対する支援を行っていくほか、海岸漂着物等地域対策推進事業や漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業による海洋ごみや海岸漂着物等の回収・処理を推進する。</u></p>
46	<p>「海岸漂着物処理推進法」は海域における廃プラスチックおよび漁具の管理について明記すべきである。</p>	<p>「海岸漂着物処理推進法」の基本方針 (https://www.env.go.jp/content/900542989.pdf)において、海岸漂着物処理推進法の基本方針で漁具等の海域で使用されるプラスチック製品について陸域での回収や、分別、リサイクルの取組の推進について記載しているほか、漁具等の海域で使用される資材についても、事業者への流出防止対策について記載で推進について記載し、これに基づく取組を実施しています。いただいたご意見を参考に、引き続き施策を推進します。</p>
47	<p>・農業資材によるプラスチック処理の課題、特にマイクロプラスチック問題について明記するとともに、自治体および省庁が連携して取り組む必要があることも記述すべき。 ・マイクロプラスチックの課題や今後の方針にかかる記述に「国内で発生するマイクロプラスチック、とくに農業資材、人工芝などを発生源とするものの規制について、農林水産省・経済産業省と連携して抑制方法を推進する。」を追記すべき。 ・国内のマイクロプラスチックについて、特に農業資材、人工芝などを発生源とするものの規制について、環境省、農林水産省及び経済産業省が連携して取り組む、と記載すべき。</p>	<p>国内のマイクロプラスチック対策については、農業分野を含め様々な分野の業界団体や関係省庁等と意見情報交換を行い、発生・流出抑制対策を検討していることから、ご意見を踏まえ、本行動目標の「②主な成果や進捗状況」や「③主な課題や今後の方針」に以下のとおり下線部分を追記します。</p> <p>・マイクロプラスチックについては、2019年に策定したモニタリング手法の調和のための国際的なガイドラインを2023年に改定したうえで、2024年5月にガイドラインに沿ったデータを国内外から収集し可視化するためのデータベース(Atlas for Ocean Microplastics(AOMI))を公表した。また、マイクロプラスチックが生物生態系に与える影響を把握するために、2021年から生物生態系影響のリスク評価手法の検討を開始している。国内のマイクロプラスチック対策については、実態把握、影響評価や代替素材開発支援に加え、様々な分野の業界団体や関係省庁等と連携しつつ、発生・流出抑制対策の検討を進めている。</p> <p>・マイクロプラスチックについては、特に東南アジアやアフリカ、南アメリカ周辺のモニタリングデータが不足している。モニタリングデータの更なる収集に向け、データの利活用の重要性の理解促進が必要である。また、マイクロプラスチックの生物生態系への影響については、いまだリスク評価手法の検討段階であり、引き続き有識者を交えて議論を進めていく予定である。国内のマイクロプラスチック対策については、引き続き、実態把握、影響評価や代替素材開発支援に加え、関係する業界団体や関係省庁等と連携しながら発生・流出抑制対策の検討を進める。</p>
48	<p>・マイクロプラスチックの記述に続けて、近時議論となっている汚染であるPFASなどの懸念物質への対応についても対策と指標を定める、と記載すべき。 ・主な具体的施策の課題や今後の方針に「PFASなど高懸念物質(SVHC)への対応に関して、予防原則に則ってリスクの低減を図る必要がある。」を追記すべき。</p>	<p>ご指摘の点については、例えば以下に示す対策が、指標も含め、既に現戦略に盛り込まれているため、原案通りとし、今後も適切に対応いたします。</p> <p>・施策「1-3-2 化学物質の環境リスク初期評価」においては、生態系への影響の観点を含めて化学物質の環境リスクに関する初期評価(スクリーニング)を行い、環境リスクの高い物質を抽出し、必要な措置の実施を促すことにより、化学物質による人や水生生物への影響を未然に防止することとしています。</p> <p>・施策「1-3-3 化学物質管理の推進」においては、全ての化学物質に対して、化審法に基づき一定量以上の製造・輸入を行う事業者に実績数量の届出を義務付けるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めること等により、生態系等への影響を考慮した安全性評価を着実に実施すること等としています。</p> <p>・施策「5-2-10 化学物質環境実態調査」においては、化学物質の一般環境(水質、底質、生物、大気等)中での残留実態の調査を、毎年度継続して実施し、結果を公表しているところです。</p>
49	<p>「また、マイクロプラスチックの生物生態系への影響については、いまだリスク評価手法の検討段階であり、引き続き有識者を交えて議論を進めていく予定である。」の続けて、「その際、食物連鎖を通じた人体への曝露や毒性など、人間の健康への潜在的なリスクについても、最新の科学的知見を注視しつつ、予防原則の観点も踏まえた検討を行う。」を追記すべき。マイクロプラスチックをめぐる問題は、海洋生態系への物理的・化学的影響にとどまらず、食物連鎖を通じて人体に取り込まれることによる健康被害が懸念されているため。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
50	<p>マンガースの奄美大島での根絶、沖縄島北部の完全排除間近までの進捗に敬意を表す。これらの成功事例に続き、ニホンイタチやノネコ、ノラネコ、ネズミ類など国内移入種についての対応、特に分布域が狭い固有種、固有亜種が生息する伊豆諸島などの島嶼部でも対策を進めることを記載すべき。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
51	<p>施策「1-3-42 国立公園等における外来種対策」について、国立公園での外来種対策実施と本来の生態系の維持回復を進めることに賛同する。国立公園のうち、特に南西諸島、小笠原諸島、伊豆諸島など島嶼部で優先的に取り組みを推進すべき。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

52	<p>施策「1-3-46飼養動物の適正な管理」について、飼養動物の適正な管理を確保するためには、動物愛護管理法に基づく措置だけでは不十分であり、関連法令の適用範囲を詳細に検討し、実際の取引状況と現行法規との間に存在するギャップを特定する必要がある。例えば、飼養動物の野外放出による生態系かく乱の影響回復には多大なコストがかかるため、普及啓発のみでは効果が限定的であり、この問題に対して「汚染者負担の原則」を適用し、放出者に対して生態系の原状回復またはその費用負担を義務付ける法的措置を検討すべきである。</p>	<p>家庭動物の逸走や放し飼いによって、野生動物の捕食や在来種への圧迫など、自然環境保全上の問題が生じ、人と動物の共生に支障が生じることがないよう、動物愛護管理法に基づき、所有者等に対して終生飼養の推進や飼養管理の適正化に向けた普及啓発などを実施しています。また、人に危害を加えるおそれのある危険な動物とその交雑種については、特定動物に指定し、令和2年6月1日より愛玩目的での飼養を禁止しています。なお、マイクロチップは適正飼養の推進及び迷い犬猫の返還を目的としているものです。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
----	---	--

行動目標1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
53	<p>気候変動の影響による生物多様性の損失及び劣化への具体的な対処施策について、その内容を明確に示すべきである。もし検討段階の場合は、早期実施に向けて検討中である旨を明記すべきである。</p>	<p>当該箇所における各種施策の内容は、行動目標1-1に係る国立・国定公園の大規模拡張、国立・国定公園の管理強化、自然共生サイト認定の推進、行動目標1-2に係る劣化した生態系の再生の強化、行動目標1-5に係る普通種を含む身近な自然環境の保全などを指しています。ご意見を踏まえ、想定している施策を例示する形で以下のとおり下線部分を追記します。</p> <p>また、気候変動の影響を含め複合的な要因による生物多様性の損失及び劣化に対しては更なる対応が求められ、<u>効果的な保護地域・OECMの設定・管理強化等の各種施策を通じて引き続き生物多様性の保全に取り組む。</u></p>
54	<p>農地生態系における気候変動が生物におよぼす影響も考慮すべきと記述し、モニタリングを行うべき。</p>	<p>当該箇所は「行動目標1-4.気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する」にかかると実施措置の有効性を示す例を記載する箇所であり、課題等を記載する箇所ではないので原案通りといたします。なお、環境省では、モニタリングサイト1000においてモニタリングを行っており、さらに当該モニタリング結果を活用しながら気候変動影響評価報告書では陸域生態系の影響評価を実施しているところですので、引き続き、これらの取り組みを継続します。</p>
55	<p>気候変動影響の評価として、地球温暖化が引き起こすフェノロジカルミスマッチ(例、渡り鳥が飛来しても地球温暖化のために従来そのタイミングで繁殖していた餌が干潟にない)についても評価を開始する、と記載すべき。</p>	<p>当該箇所は「行動目標1-4.気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する」にかかると実施措置の有効性を示す例を記載する箇所であり、今後の方針等を記載する箇所ではないので原案通りといたします。なお、気候変動影響評価報告書では、フェノロジカルミスマッチのリスクについても考慮したうえで自然生態系分野への影響を評価しています。引き続き、影響評価の取り組みを実施します。</p>
56	<p>気候変動対策として、湿地、特に泥炭地(PEATLAND)の保全が重要であることを記載し、国内の泥炭地の状況の把握を進め、またラムサール登録湿地のうち泥炭地についてRISIにその状況を評価することに努め、と記載すべき。</p>	<p>気候変動対策としての泥炭地の保全の重要性については、生物多様性国家戦略2023-2030本文において、「沿岸生態系においてブルーカーボンの隔離・貯留機能を持つ藻場・干潟や、自然由来で炭素蓄積される湿地等の保全・再生を推進する」として記載をしています。RISIにおける泥炭地の状況の評価については、湿地より提供される生態系サービスの項目に泥炭が含まれる場合には、その例及び重要度や意義を記載することとされており、その中で記載することが可能であると考えますので、原案通りといたします。</p>

行動目標1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
57	<p>・施策「1-5-2 保護増殖事業等による希少種の保全」について、事業完了の考え方の検討と同時に、のこり83%の種について保護増殖事業計画を立案していくことを明記すべき。 ・複数の種で絶滅のおそれが低減し、保護増殖事業の終了が視野に入るまでに至った努力に敬意を表す。 一方、まだ保護増殖事業が開始されていない種も多くあるため、保護増殖事業完了の考え方を検討すると同時に、新しく保護増殖事業を開始する種の検討を開始することを記載すべき。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
58	<p>施策「1-5-4希少な野生動植物の適正な流通管理」について、すべての野生種の輸入に関して、EUのように輸入者に輸入申請書の記載を要請し、輸入後の国内におけるすべての取引を追跡・データベース化するためのデジタルシステム(例:TRACES)の導入を検討すべきである。</p>	<p>ワシントン条約では、国家間の過度な国際取引による種の絶滅を防ぐため、国際取引の規制が必要と考えられる野生動植物の種を附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ3つの分類に区分し、附属書に掲載された種についてそれぞれの必要性に応じて国際取引が規制されています。同条約の附属書Ⅱ掲載種は、現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうる種です。原則として商業目的の国際取引が可能であり、取引に際しては原産国が掲載種の状況に応じた輸出割当量を設定する等により、種の保全が図られています。同条約の附属書に掲載されていない動植物種については、当該種が、国内法に基づき適切に規制及び取締を行うとともに、国際取引の規制が必要であれば、附属書への掲載を検討し、種の保全を図るべきものと考えます。以上のことから、野生動物種の保全を実現するために、我が国に輸入された全ての野生動物種を対象とした取引を追跡するデータベースの構築の必要性は低く、取引の関係者及び管理当局に過剰な負担を課すこととなることから、現時点で同データベースの導入は予定していません。</p>
59	<p>施策「1-5-4希少な野生動植物の適正な流通管理」について、野生動物の輸入規制において、輸入を禁止する生物をリスト化するネガティブリスト方式から、輸入が可能な生物をリスト化するポジティブリスト方式への転換を検討すべきである。</p>	<p>外来生物法においては、特定外来生物についての輸入が原則禁止されています。種の保存法においては、原則として、特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等についての輸出入を規制しています。これらは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止、本邦に生息・生育し、絶滅のおそれのある種の保存というそれぞれの目的に鑑み規制をしているものであるため、ご指摘のポジティブリスト方式での規制は予定していません。</p>
60	<p>施策「1-5-4希少な野生動植物の適正な流通管理」について、野生生物犯罪に対処するため、狭い例外を除く象牙の国内市場閉鎖を実現する種の保存法の改正をすべきである。</p>	<p>国内で流通する象牙は、条約適用前取得分に加え、1999年・2009年のCITES管理下で合法的に輸入された在庫で構成されています。また、我が国では、密猟又は違法取引に寄与しないことを担保するため、種の保存法に基づく管理措置も講じており、違法に所得された象牙が国内市場に入り込むことを防いでいます。象牙の国内市場については、ワシントン条約の決議10.10(Rev. CoP20)において、密猟又は違法取引に寄与する国内市場の閉鎖が勧告されており、我が国の象牙市場は閉鎖を要する国内市場には当たらないと考えます。</p>

行動目標1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
61	<p>「引き続き、カルタヘナ法の適切な施行や、ゲノム編集技術を利用して得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物についての情報収集に取り組むとともに、これらの施策に関する普及啓発に取り組んでいくことで、遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性への影響の防止を図る。」に続き、「なお、輸入された遺伝子組換えナタネが輸送途中でこぼれ落ちて各地で自生していることが確認されている。カルタヘナ法で承認された品種であるため、国内法的には問題ないが、今後も予期せぬ問題が発生しないように経過観察を継続する。また、自生調査を行っている全国の市民団体とも連携を図る。」を追記すべき。</p>	<p>ご意見をいただいた遺伝子組換えナタネの我が国での使用等に当たっては、カルタヘナ法に基づき、「食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為」について生物多様性影響が生じるおそれがないものと評価され、承認されています。その際、輸送中に種子がこぼれ落ちることによる生物多様性影響も含め評価がなされていますが、実際にこぼれ落ちた種子により生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認するために、監視調査を実施し遺伝子組換えナタネの生育状況の把握を行っています。これらは、「カルタヘナ法の適切な施行」に含まれる取組であるため、原案通りといたします。</p>
62	<p>主な具体的施策の課題や今後の方針に「合成生物学や精密発酵、新しい遺伝子操作技術(NGTs)など、現時点で生物多様性条約の対象となっていない生物などについても、予防原則に則って生物多様性への影響の防止を図る。」を追記すべき。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

2. 基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決		
状態目標2-1 国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
63	生態系サービスの把握の仕方として、湿地についてはGWO2025(Global Wetland Outlook2025)31頁において極めて詳細な分類しているため、湿地についてはこれを参考により緻密な把握を試みる、と記載すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
64	環境経済動定-生態系動定(SEEA-EA)については、GWO2025(Global Wetland Outlook2025)31頁に、湿地のタイプに応じた経済的価値評価が記載されているので、湿地についてはこれを参考により緻密な把握を試みる、と記載すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
状態目標2-2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
65	コンプリメンタリー指標である「森林の地上部バイオマス量」の評価において、本目標が気候変動対策による生態系への影響の抑制効果やシナジーに関するものであることから、原案で示されている全ての森林の成長量ではなく、気候変動対策によって増加した森林成長量を取り出して評価すべきである。これは、気候変動対策によらない森林の成長量までを成果として捉えることは本目標の趣旨に合致しないためである。	当該状態目標は、「生物多様性保全と気候変動対策のシナジーを構築」とあるように、生物多様性保全による気候変動対策への寄与も対象としており、その観点から本コンプリメンタリー指標の評価は当該状態目標の趣旨と合致するものであるため、原案通りといたします。
66	＜太陽光発電による土地改変＞のデータ取得・指標開発に加え、耕作放棄地や建築物の屋根など既に改変された土地における太陽光発電の導入ポテンシャルの精緻化と、その実現状況を把握する取り組みを併せて明記すべきである。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
67	水田における中干し期間の延長など、各省庁が実施する気候変動対策全体において、生物多様性の保全との整合性を確保できるようにすべきである。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
68	水田における温室効果ガス(メタンガス)対策として奨励されている中干し延長が水田生態系の生物へ大きな負の影響を与えていることを記述し、負の影響が過度に進む対策に代わる対策の検討を進める記述とすべき。	本状態目標2-2は、気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている状態に関する目標であり、ご意見の水田における温室効果ガス(メタンガス)対策として奨励されている中干し延長の状況を示す指標が現状ないことから、「③主な課題や今後の方針」の中に、JBO4中間提言を引用して「シナジー・トレードオフ関係の解明や評価手法の確立を行う」と記載していますので原案通りといたします。なお、水田における温室効果ガス(メタンガス)対策として奨励されている中干し延長が水田生態系の影響については、『「水稲栽培における中干し期間の延長」のJ-クレジット制度について』(https://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/senryaku/attach/pdf/210825-54.pdf)のP34においても留意点として掲載しており、今後トレードオフに配慮した施策を推進します。
行動目標2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
69	「気候変動の適応及び緩和や防災・減災等の社会課題の解決に向けたNbSの地域実装を進めるため、基本的考え方や具体的な取組事例等を取りまとめた自治体・企業向け手引き及びNbSの取組を自己評価するツールを公表し、地域実装を進める。」を、「気候変動の適応及び緩和や防災・減災等の社会課題の解決に向けたNbSの地域実装を進めるため、基本的考え方や具体的な取組事例等を取りまとめた自治体・企業向け手引き及びNbSの取組を自己評価するツールを公表し、その普及にあたっては、防災・減災効果のみならず、熱中症リスクの低減やメンタルヘルス向上といった人間の健康への便益(コベネフィット)も科学的に評価・可視化することの重要性を周知することで、地域実装を進める。」に修正すべき。NbSのさらなる地域実装の加速には、防災・減災以外の多様な便益の可視化が不可欠であるため。	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 気候変動の適応及び緩和や防災・減災等の社会課題の解決に向けた NbS の地域実装を進めるため、基本的考え方や具体的な取組事例等を取りまとめた自治体・企業向け手引き及び NbS の取組を自己評価するツールを公表し、普及することで地域実装を進める。 気候変動の適応・緩和や、防災・減災、健康等の社会課題の解決に資するためにも、NbS の基本的考え方や具体的な取組事例等を取りまとめた自治体・企業向けの手引き及び NbS の取組を自己評価するツールを公表し、普及することで地域実装を進める。
行動目標2-2 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
70	進捗状況(達成成果)の項目に、国立国定公園での取組だけでなく、湿地の観点から、ラムサール条約登録湿地におけるワズユースの事例も取り上げるべき。	ラムサール条約登録湿地の賢明な利用については中間評価案第2章に記載の施策「5-5-21ラムサール条約及び条約湿地の保全、賢明な利用及び普及啓発」(中間評価案P185参照)において位置付けられており、ご意見を踏まえ、当該箇所の「施策の取組状況と成果」について、以下のとおり修正します。 ラムサール情報票(RIS)について現在9箇所での更新作業をしている。ラムサール条約登録湿地関係市町村会議等が実施され、関係自治体間の情報共有と連携が進められている。 ラムサール情報票(RIS)について現在9箇所での更新作業をしている。ラムサール条約登録湿地関係市町村会議等を通じて、国内外の湿地保全に係る最新動向の共有に加え、関係自治体間で、ワズユース(賢明な利用)の取組事例や湿地教育をはじめとする普及啓発活動等(CEPA)の情報共有と連携が進められている。
行動目標2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
71	NbS実施にあたっては、市民社会や企業との連携強化を図るべきである。その理由として、NbSは多面的な側面を有することから、様々なステークホルダーの知見の活用が不可欠であることが挙げられる。また、NbSに関連する施策をただ網羅的に行うのではなく、「気候変動の緩和・適応」および「生態系の保全・再生」の双方において重要な領域を定めて、注力すべきである。特に森林保全は中心的役割を担うべき分野であり、取り組みを抜本的に強化するべきである。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、森林については施策「2-3-2森林吸収源対策」等の取組を引き続き推進します。

72	異なるアプローチとして、ブルーカーボンだけでなく湿地の類型である泥炭地(PEATLAND)を気候変動対策に活用すべく、状況を把握し活用することによるネットゼロ実現の取組を始める、と記載すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
73	特にメガソーラーについては、湿地生態系に影響があることが近時間問題となっており(釧路湿原等)、湿地の観点からの規制も検討を進める、と記載すべき。	地域と共生できない再エネはしっかりと抑制し、地域と共生が図られている再エネは促進するという基本姿勢のもと、関係省庁で連携して対策を講じていくこととしており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
74	海ワシ類以外の風力発電施設のバードストライク対策についても検討を進める、と記載すべき。	いただいたご意見は、国別報告書案の「⑤本行動目標の実施措置の有効性を示す例やケース」として記載した「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き」(改訂版)以外にも風力発電施設へのバードストライク対策を検討するべきというお考えからいただいたものと考えます。当該箇所における「こうしたバードストライク関連のガイドライン等を示し、風力発電事業における適切な自然環境への配慮を促す」には、海ワシ類以外のバードストライクも含まれ、いただいたご意見の趣旨は含まれていると考えられることから、原案通りといたします。

行動目標2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
75	再生可能エネルギー発電設備の導入に際しては、生物多様性への影響を最小化するための適切な立地選択が不可欠であり、今後の方針として「マップに示される生物多様性の状況を踏まえ、具体的かつ効果的な立地選択を実施するために、関係省庁と連携し、自治体や事業者等の関連主体に実務的支援を行うことを検討する」を追記すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
76	施策「2-4-1地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進」について、促進区域等の設定に向けた技術的支援の一環として、自治体に対し地域の自然情報を収集する手法を伝えるべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)Ver.2.0のP15以降に、促進区域の設定に係る考え方・検討手順として、地域の自然情報を含め、環境保全の観点から考慮すべき事項の収集方法を示しています。
77	自然に関する情報格差等を軽減するために生物多様性についてのリテラシー教育を進め、地域紛争を未然に防ぎ、再生可能エネルギーの導入を円滑に進めるため、施行規則を改正して促進区域に含めるべきでない区域を拡張することを明記すべき。この拡大は、行動目標1-1の「保護地域の質の担保」にも効果を発揮する。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
78	施策「2-4-2再生可能エネルギー導入における環境影響評価の推進」について、特に従前より問題視されている累積的影響の評価や、その実施に必要な環境アセスメント図書の公開の推進等の取組の進捗状況や課題を明示し、具体的な対応策を検討・記載するべきである。	いただいたご意見は、累積的な環境影響の評価にも資するよう、環境アセスメント図書の継続的な公開を進めるべきというお考えから頂いたものと考えます。いただいたご意見の趣旨は、中間評価案p.112の施策「1-2-1 環境影響評価の推進」の取組状況と成果に記載しています。「…「環境影響評価図書の制度的な継続公開」を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が令和7年6月に成立・公布された。」に含まれることから原案通りといたします。
79	施策「2-4-3 再生可能エネルギー発電設備の立地選択における生物多様性配慮の主流化」について、生物多様性見える化マップのデータの付加、充実を進めることに賛同する。同時に、再生可能エネルギーの立地選択や自治体の促進区域設定等にも活用されるよう、広報を進めることを明記すべき。	いただいたご意見を踏まえて、主な課題と今後の方針について、以下のとおり修正します。 ガイドライン等をとりまとめ、事業者及び投資家を含めて広く一般に普及を図るとともに、2025年4月に試行的な運用を開始した「生物多様性見える化マップ」のデータの付加・充実を進める。 → ガイドライン等〇とりまとめや「生物多様性見える化マップ」のデータの付加・充実を進め、自治体や事業者、投資家を含めて広く一般に普及を図る。

行動目標2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
80	人里での被害を抑制するため、山奥に鳥獣用のエサを供給することの検討を提案。	当該行為はクマへの人為的な餌付けとなってしまい、クマが人間の食べ物を学習し、人間への警戒心が薄れ、接近や攻撃のリスクを高める可能性があります。クマ被害対策パッケージに基づき、生息環境の保全、整備のための針広混交林や広葉樹林への誘導、堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信に取り組みます。
81	主な成果や進捗状況の項目に、令和7年11月14日にクマ被害対策等に関する関係関係会議で決定されたクマ被害対策パッケージを追記すべきである。	中間評価案は、集計作業の都合上、国家戦略 2023-2030 の策定日である 2023年3月31日から2025年6月30日までの期間を対象としているため、原案通りといたします。なお、この点は、中間評価案P3の「中間評価の構成と実施方法」にも記載しています。
82	「イノシシについては～地方公共団体に対するクマ類の出没に対応する体制構築等に向けた技術的支援を行う。」の後に、「さらに、多様な人間活動と自然環境を総合的な視点で捉えたランドスケープアプローチの促進や、科学的知見に基づく個体数管理の実施、里山の荒廃といった社会課題への解決など長期的目線に立ち鳥獣との軋轢緩和の実施体制を確保する。」を追加すべき。野生鳥獣との軋轢緩和施策は、個体数の削減・管理だけでなく、長期的な人と野生鳥獣の棲み分けのためには問題が生じる根本的な原因への対処が不可欠であると考えられるため。	ご意見を踏まえ、当該箇所以下を追記します。 さらに、多様な人間活動と自然環境を総合的な視点で捉えたランドスケープアプローチの促進や、科学的知見に基づく個体数管理の実施、里山の荒廃といった社会課題への解決など長期的な視点に立ち野生鳥獣との軋轢緩和に向けた実施体制を確保する。
83	絶滅種オオカミの再導入について、これまで未検討であり、検討すべきとの声があることや海外での事例等からも大きな効果を期待すること、そのため早急な検討と具体的な実施計画の策定について加筆すべきである。	原案通りといたします。ニホンオオカミは1905年に絶滅したと考えられており、仮にオオカミの日本での再導入を考える場合、1)人身被害の発生、2)ニホンオオカミの動物や家畜、愛玩動物の捕食、3)感染症による他の動物への影響、人獣共通感染症による人への影響、4)再導入した個体の管理等の懸念や課題があると考えています。

84	<p>「引き続き、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインの改定や、地方公共団体に対するクマ類の出没に対応する体制構築等に向けた技術的支援を行う。」に続けて、「その際、人獣共通感染症のリスク管理の観点を含めたワンヘルス・アプローチに基づき、野生動物と人間が共に安全に暮らせる環境づくりや、公衆衛生部局との連携強化を促す。」を追記すべき。ワンヘルスの視点を明記することで、鳥獣対策が単なる害獣駆除ではなく、国民の健康確保に資する施策であることを明確化でき、関係省庁や部局間の連携強化を後押しできるのではないかと考えるため。</p>	<p>当該箇所は、施策「2-5-8 特定鳥獣の科学的・計画的な保護管理の強化」にかかる課題や今後の方針について記載している箇所であり、感染症対策について記載する箇所ではないため、原案通りといたします。なお、「行動目標 2-5. 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する」については国家戦略に記載のとおり、「人間の健康、動物の健康、環境の健全性の三つに統合的に取り組み、分野横断的に課題を解決していくワンヘルス・アプローチを踏まえ、感染症対策等を推進する。」としており、施策「2-5-14 野生鳥獣に関する感染症への対応」といった施策に取り組んでおり、引き続き取組を推進します。</p>
85	<p>施策「2-5-14野生鳥獣に関する感染症への対応」および「2-5-15愛玩動物に関する感染症への対応」については、生物多様性国家戦略の下でワンヘルス戦略・行動計画を策定するなど、ワンヘルスの考え方に基づき、生物多様性保全、愛玩動物・産業動物の適正飼養、野生動物および人獣共通感染症対策を統合的に取り組む法政策を検討すべきである。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
86	<p>施策「2-5-14野生鳥獣に関する感染症への対応」および「2-5-15愛玩動物に関する感染症への対応」については、具体的な規制手法として、予防的措置の観点からポジティブリストの導入を検討すべきである。</p>	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
87	<p>ニホンジカの捕獲頭数が過去最多と同水準を維持していること、長期的に増加傾向にあることに関する記述は、成果や進捗ではなく課題と捉えるべきであるため削除すべきである。</p>	<p>当該箇所は、野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化するという行動にかかる進捗状況を記載する箇所であることから、捕獲頭数が過去最多と同水準を維持していることは成果と捉え、原案通りといたします。 なお、「長期的に増加傾向」としているのは、ニホンジカの捕獲頭数ではなく、ニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画に掲げた目標を達成出来た都道府県の割合になります。表現が分かりづらかったことを踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>ニホンジカ及びイノシシについて第二種特定鳥獣管理計画に掲げた目標を達成出来た都道府県の割合は各年度で大きくばらつきがあるものの、長期的に見るとニホンジカは増加傾向、イノシシは減少傾向にある。</p> <p>→ ニホンジカ及びイノシシについて第二種特定鳥獣管理計画に掲げた目標を達成出来た都道府県の割合は、各年度で大きくばらつきがあるものの、長期的な傾向としては、ニホンジカでは増加傾向、イノシシでは減少傾向にある。</p>

3. 基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現		
状態目標3-1 生物多様性の保全に資するESG投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
88	どのような投融資が生物多様性の保全に資するか明確な定義がなく、金額の実測もできない現状であること、PRIや21世紀金融行動原則への署名数では資源配分の根拠とは言い切れないこと、また「生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028(JBO4)」に向けた中間提言においても状態目標3-1の総合評価結果が「不明」とされていることを理由に、評価を「不明」とすべきである。	本状態目標の進捗状況については、生物多様性に関する投融資原則への国内の署名機関数や、生物多様性保全等も資金使途に含まれるグリーンボンド発行金額やグリーンローン調達金額によって、一定程度把握できているため、原案通りといたします。なお、評価上の課題があることは認識しており、その旨は、中間評価案の「③主な課題や今後の方針」において記載しています。
状態目標3-2 事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
89	・行動目標3-1の進捗状況の評価は、「進展したが、その程度は不十分」と評価されるべきではないか。 WWFの調査報告書「2024年TNFD開示の潮流と日本企業の対応状況」では、「一般論的分析結果に止まっていた」「マイナスインパクトの回避・軽減に向けた全社的なコミットメントを掲げる企業は、依然として少数」などと評価されており、決して順調とは言えない状況といえる。 ・「目標達成に向けて順調」は「進展したが、その程度は不十分」に修正すべきである。本状態目標の評価は、GBFターゲット15等の野心的目標に向けた進捗評価に整合させるべきであるが不十分であるため。	ご指摘の内容は、企業の情報開示に関する「状態」に関する内容ですので、行動目標3-1ではなく、状態目標3-2に関するご意見と解釈しました。状態目標3-2の進捗状況については、ヘッドライン指標である「生物多様性関連のリスク、依存及び影響を開示している企業の数」やコンポーネント指標である「エコロジカルフットプリント」、「マテリアルフットプリント」を含む各種指標によって一定程度把握できていることから、目標の進捗状況の評価自体は「目標達成に向けて順調」から変更せず、原案通りといたします。 なお、評価上の課題があることは認識しており、状態目標3-2の「③主な課題や今後の方針」の文中に「日本の企業全体の中でまだ開示等に取り組んでいる企業数は限定的であり、情報開示している企業においても戦略面での開示率や成熟度、目標設定と達成状況のモニタリングの仕組み等に関して課題があることに留意する必要がある。」と記載しています。
90	「経団連自然保護協議会のアンケート結果による生物多様性保全に貢献する技術・サービスを提供している企業の割合」も増加傾向にある」は、「経団連自然保護協議会のアンケート結果による<昆明・モントリオール生物多様性枠組への貢献>も増加傾向にある」の方がよりアンケート結果を踏まえた実態を反映しており、適切である。	<生物多様性保全に貢献する技術・サービスを提供している企業の割合>は、生物多様性国家戦略2023-2030において設定する状態目標・行動目標に関する指標(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives6/files/3_2023-2030indicators2.pdf)として従前より設定されてきたものであり、この指標を元に、当該箇所では、事業活動による生物多様性への正の貢献の拡大を示す指標を掲げることになっています。また、経団連自然保護協議会アンケート(https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/076.kekka.pdf)のP21では、下流において、「生物多様性に配慮した製品・サービスの提供」と回答した企業割合が19%⇒42%⇒44%と増加しています。このため、原案通りといたします。 なお、指標名称は<生物多様性保全に貢献する技術・サービスを提供している企業の割合>から<生物多様性保全に配慮した製品・サービスを提供している企業の割合>に変更します。
91	「LEAPへの取り組み状況のうち、A自然に関連するリスクや機会への対応と情報開示をしている企業数」は増加しており、進展が見られる」は、「経団連自然保護協議会のアンケート結果に基づく、「LEAP(Locate、Evaluate、Assess、Prepare)を実施している企業数」は増加しており、進展が見られる」が適切である。	ヘッドライン指標である<生物多様性関連のリスク、依存及び影響を開示している企業の数>の指標としては、LEAPを実施している総企業(数)ではなく、LEAPのうち「A」への対応と情報開示をしている企業(数)が適当と考えられるため、原案通りといたします。
92	経団連自然保護協議会のアンケート結果に基づく表現を、「<取締役会での報告・決定を行っている企業割合(数)>、<生物多様性に関する取組に定量的な目標・指標を設定している企業の割合(数)>、<生物多様性に関する情報開示を行っている企業割合(数)>はいずれも総じて増加傾向にあり、とりわけ、自然関連財務情報開示タスクフォース(以下「TNFD」)の提言に基づく自然関連情報開示を行う企業数は大幅に増加」に修正することが適切である。	中間評価案中の各種指標は、生物多様性国家戦略2023-2030において設定する状態目標・行動目標に関する指標(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives6/files/3_2023-2030indicators2.pdf)として従前より設定されてきたものであり、ご意見の箇所の直前の部分を含め、TNFD以外にGDPを通じた情報開示の動向にも触れつつ、該当部分の記述は以下のとおり修正します。 企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進について、ヘッドライン指標である<生物多様性関連のリスク、依存及び影響を開示している企業の数>を表すものである「GDPを通じた情報開示(森林、水、生物多様性のうち、少なくともいずれかについて、環境依存、リスク及び機会の情報開示)をしている企業数」は2024年度時点で355社であり、世界各国平均である30社程度と比較すると、その10倍以上の企業が既に開示に取り組んでいる。また、経団連自然保護協議会のアンケート結果に基づく「LEAPへの取り組み状況のうち、A自然に関連するリスクや機会への対応と情報開示をしている企業数」(脚注11)は増加しており、進展が見られる。加えて、同じく経団連自然保護協議会のアンケート結果も参照すると、<経営方針等へ生物多様性を組み込んだ企業割合>は横ばい又は増加傾向にあり、<生物多様性に関する取組に定量的な目標・指標を設定している企業の割合>や、自然関連財務情報開示タスクフォース(以下「TNFD」)の開示を行うと表明した<TNFDアダプター数>は総じて増加傾向にあり、進展が見られる。 脚注11 TNFDの提言に基づく自然関連情報開示を行う企業数に包含される。
93	「事業活動による生物多様性への負の影響の低減に関して現在用いている指標」が具体的にどのような指標を指しているのか不明である。	事業活動による生物多様性への負の影響の低減に関して現在用いている指標は、中間評価案P50.8-9行目に記載しています「<エコロジカルフットプリント>のうち国内の事業活動を通じた日本全体のエコロジカルフットプリント」「<マテリアルフットプリント>のうち国内の事業活動を通じた日本全体のマテリアルフットプリント」を指しています。
94	状態目標3-2にかかる記述として、「環境への負荷が実際に生じている地域や、その地域の自然の状況を考慮したものではない」という記述について、その意図が分かりづらいため、表現を見直すべきである。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 事業活動による生物多様性への負の影響の低減に関して現在用いている指標は、環境への負荷が実際に生じている地域や、その地域の自然の状況を考慮したものではないこと、 → 事業活動による生物多様性への負の影響の低減に関して現在用いている指標は、国内の事業活動による総生産量や天然資源の総消費量等から算定しているものであり、実際に環境負荷が生じている地域や、その自然の状況を考慮したものではないこと

95	「情報開示自体が2023年前後から拡がり、日本の企業全体の中でまだ開示等に取り組んでいる企業数は限定的であり」、 <u>「情報開示自体が2023年前後から拡がり、大企業を中心にTNFD採用数も着実に増え、世界最多であるが、日本の企業全体の中でまだ開示等に取り組んでいる企業数は限定的であり」が適切である。</u>	ご意見を踏まえ、<TNFDアダプター数>を新規指標として追加し、指標値とともに世界と比して評価できる旨追記します。
96	マテリアルフットプリントおよびエコロジカルフットプリントの進捗評価において、現状の相対的な減少傾向のみでの評価では不十分であるため、GBFターゲット16に沿った評価において、プラネタリー・バウンダリーに基づく具体的な指標の採用及び、「衡平な形」でのフットプリント削減に相当する目標の設定を検討することが望ましい。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
97	経団連自然保護協議会のアンケート結果に基づく指標は、自主回答で積極的な取り組みを行っている一部企業のサンプルに偏っているため、補助的な指標として位置づけ、その性質を明記すべきである(2023年度調査は、1542社のうち有効回答数は281社)。本目標の主な指標は、インパクトの大きなセクターや企業における進捗を客観的に測る必要があり、ターゲット15ヘッドライン指標の任意内訳でもある「セクター別内訳」が有用であるほか、大企業(例:プライム上場企業)を母数とした指標等を検討すべきである。特に、ヘッドライン指標<生物多様性関連のリスク、依存及び影響を開示している企業の数>に採用している、経団連自然保護協議会のアンケート結果<LEAPへの取り組み状況のうち、A自然に関連するリスクや機会への対応と情報開示をしている企業数>は指標として適切ではない。	ご意見を踏まえ、GDPの開示企業数をヘッドライン指標<生物多様性関連のリスク、依存及び影響を開示している企業の数>として追加します。一方、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進を把握する上で、経団連自然保護協議会のアンケートは有用と考えており、本アンケートに基づく指標の活用については、原案通りといたします。
98	環境に対する負荷が実際に生じている地域や、生物多様性への影響を積み上げる形での評価は重要であり、指標の開発に期待する。開発にあたっては、日本企業がサプライチェーンを通じて影響を与えている海外の生物多様性保全上重要度の高い地域への影響の削減度合いを評価できるような指標を含めるべきである。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
99	経団連自然保護協議会のアンケート結果に基づく関連指標のグラフについて、以下のデータに差し替え、最新のR6(2024年度調査)の結果を反映させた上で、更新を行うことを提案する。 -現状の「生物多様性保全に貢献する技術・サービスを提供している企業の割合」から、「昆明・モニタール生物多様性枠組への貢献」に差し替える。 -現状の「経営方針等へ生物多様性を組み込んだ企業割合」から、「取締役会での報告・決定を行っている企業割合(数)」に差し替える。 -現状の「生物多様性に関する合理性の高い目標を設定している企業割合」から、「生物多様性に関する取組に定量的な目標・指標を設定している企業の割合(数)」に差し替える。 -現状の「生物多様性関連のリスク、依存及び影響を開示している企業の数」から、「LEAPへの取組状況」に差し替える。	経団連自然保護協議会アンケート(https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/076_kekka.pdf)のP9、P10、P21、P28の各グラフ(データ)を活用して、中間評価案における指標データを更新します。
100	「企業の保全への関与の観点で、現時点で総合的に傾向を評価できる指標の設定が困難である」ことを踏まえて、「企業による自然共生サイトへの取り組みを評価できるよう、標準的な評価指標や効果測定モデルの開発等を通じて、管理・モニタリング・制度運用の向上に取り組む」等の追記を要望する。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 なお、自然共生サイトのうち企業が申請者であるサイトが毎年認定されるなど関連する動きには進展が見られる。 → なお、自然共生サイトのうち企業が申請者であるサイトが毎年認定されるなど関連する動きには進展が見られ、こうした企業による貢献を適切に評価できるよう、価値評価手法の具体的検討を進める。
101	「事業活動による生物多様性への負の影響の低減に関して現在用いている指標は、(中略)国内外の各地域の自然の状況や企業毎の事業活動の特徴も考慮した指標の開発に取り組む」に続けて、「あわせて、自然資本の毀損による地域社会への健康被害を、企業の事業継続性に関わる重大な財務リスクとして、また「健康経営」における新たな重要課題として位置づけるよう、評価指針・指標の整備を検討する。」を追記すべき。ネイチャーポジティブ経済の実現において、TNFD等の枠組みは重要であるが、自然関連リスクは、物理的リスクや移行リスクに加え、「人的資本へのリスク」すなわち健康リスクを内包しているため。	当該箇所は事業活動による生物多様性への負の影響の低減に関する評価上の課題や今後の方針を記載している箇所であり、自然資本の毀損による健康被害の評価について記載する箇所ではないため、原案通りといたします。

<p>102</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は自然・産業・循環の現場データが豊富であり、世界でもトップレベルに精密な自然×産業×中小企業データの蓄積を有しているため、分断された施策ではなく、統合環境基準を構築できる位置にある。 ・EU標準がEUの前提条件に基づくものであり日本に即していない現状を踏まえ、PEF等の枠組みを受容する前に、日本の自然・産業構造に基づき、日本型の統合環境基準(JIEF)を国主導で策定し、国際社会に発信すべきであると提案する。 ・日本政府は国主導でGHG削減・資源循環・自然再生を統合して評価する科学的統合指標を構築し、企業・自治体・省庁が共通で利用できる基準として国家戦略に明確に位置づけるべき。 ・EU追随ではなく日本独自のモデルとして発信し、アジアの標準を主導できる日本型環境基準を検討すべき。 ・自然・気候・資源循環を統合し、日本の自然資源・廃棄物分類・中小企業データを反映した、日本独自の統合環境基準を創設し、国内外で活用可能な二方向基準として国際的にも発信可能なモデルとすべきである。 ・国際的な基準策定競争が加速する中、日本が主体的に環境関連基準を発信するために、自然・気候・資源循環のすべてを統合的に扱える一元的評価機関の設置が不可欠ではないか。 ・生物多様性(自然資本)、気候(GHG)、資源循環(廃棄物・再資源化)、中小企業の一次データを統合した「日本版統合データベース(国民DB)」を国主導で構築すべき。 ・中小企業が追加負担なく利用できるSBTI/PEF両対応の二方向基準を満たし、AI・IT技術を活用することで属人的作業を最小化した日本主導の算定プラットフォームを整備すべき。 	<p>いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
--	-------------------------------------

状態目標3-3 持続可能な農林水産業が拡大している

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
103	状態目標3-3の農業に関する表記について、化学農薬使用量の削減や、有機JASほ場面積の増加で、一定の実績をあげていることは事実だが、現状では大きな課題があり、農林水産省の関連小委員会の認識と異なるため、評価の再検討を要望する。みどり戦略は、2030年目標は保守的な目標値を掲げており、それ以降の2050年に向けて飛躍的に状況が進展するパスウェイを想定している。そのために、2030年までに、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブを実現しつつ、収量を向上し、投入労働量を減らすことができる農法を確立していく必要がある。それに向けた研究開発やナレッジ開発は大きな課題となっている。	中間評価案が参照しているJB04中間提言においては明確な評価上の課題は示されていませんでした。一方、ご指摘のとおり、例えば有機農業の推進については、技術の体系化や指導体制の構築などの課題があることから、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。なお、林業部分についても、別の意見提出者からのご意見も踏まえて、修正します。 農業及び林業については、明確な課題はなかった。 → 農業及び林業については、持続可能な生産活動の拡大に向け、引き続きみどりの食料システム戦略や森林・林業基本計画に基づいて各種施策を推進する。
104	「目標達成に向けて順調」という評価は不適切であり、「進展したが、その程度は不十分」に修正すべきである。本状態目標の評価は、GBFターゲット10およびターゲット5(水産業)に向けた進捗評価に整合させるべきであるが、農業、林業、水産業それぞれにおいてグローバルターゲットとNBSAP目標・指標の整合および進捗はまだ不十分であるため。	本状態目標は持続可能な農林水産業が拡大している状態に関する目標であり、その進展は、農業は<生物多様性に配慮した農業に取り組む農業者数>、林業はヘッドライン指標である<持続可能な森林経営における進捗>等、水産業はヘッドライン指標である<生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合>等により把握できていることから、原案通りといたします。 農業・水産業については、地球温暖化対策や生物多様性保全など食料システムにおける環境問題への世界的な対応が求められる中で、農林水産省は、みどりの食料システム戦略を策定し、持続可能な食料システムの確立に向けた取組を推進しており、また、同戦略の実現に向け、みどりの食料システム法が施行されました。このため、同戦略に基づくKPIを参照して評価を実施しても問題等ないと考えています。 林業については、認証林の面積は増加傾向で推移しており、また、「森林経営計画等により森林施策を適切に実施する森林の面積の割合」が増加していることなども踏まえ、持続可能な森林経営における進捗として評価しています。 なお、所有者不明森林については、森林経営管理制度の推進により、森林施策の適切な実施に取り組んでいくこととしています。 また、農林水産省では、主伐後の植栽だけでなく、下刈りや除伐、保育間伐など、その後の育林作業についても森林整備事業等において支援しているところですので、引き続き、適切に森林整備が進むよう取り組みます。
105	里地・里山の農地生態系ではむしろ劣化が進んでいることから、評価について、「On track to achieve target 目標達成に向けて順調」から「Progress towards but at an insufficient rate 進展したが、その程度は不十分」に修正すべき。	農地生態系の状況については、「状態目標1-1 全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している」において評価しています。一方、本状態目標は持続可能な農林水産業が拡大している状態に関する目標であり、その進展は、農業は<生物多様性に配慮した農業に取り組む農業者数>、林業はヘッドライン指標である<持続可能な森林経営における進捗>等、水産業はヘッドライン指標である<生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合>等により把握できていることから、原案通りといたします。
106	面積や農薬使用量の実数や農地生態系の生物多様性の評価に基づいた議論・検討の記述とすべき。実際には取り組み比率はまだ少なく、里地の生物の減少は続き、絶滅危惧種の回復もほとんど見られない。	本状態目標において、有機 JAS ほ場面積については、その数値自体が増加することが重要であることから、実数による評価を行い、化学農薬使用量については、基準年に対する低減率で評価を行っています。母数の将来的な推移を予測することが困難であり、適切な目標設定をできないことから、各時点における比率では評価しておらず、引き続き目標値の達成を目指して取組を推進します。 農地生態系の生物多様性の評価については、「状態目標1-1 全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している」において評価しています。
107	<生物多様性に配慮した農業に取り組む農業者数>という指標名について、実態はみどり法に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」が認定された事業者数であると認識しており、同法の目的に「生物多様性保全」が含まれていないことや農林水産省の関連文書での呼称を鑑みると、当該指標名を<環境負荷低減に取り組む生産者>に修正すべきである。	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、認定を受けた環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者は、その事業活動を通じて直接的又は間接的に生物多様性に配慮した農業に取り組んでいると認められることから、原案通りといたします。
108	<長期的な森林管理計画下にある森林面積の割合>については、2012年、2017年、2022年の森林資源現況調査にあたって常に100%の値が報告されており、ほとんど意味のない指標になっている。また、日本の総森林面積の100%がすでに長期的な森林計画下にあるというのはどういうことか理解が困難であることから、NBSAPの中間評価においては、本指標の意味合いと限界について説明を加えるべきである。加えて、国際的に進捗を報告する内容として、指標の算出方法に問題がないのか再検討する必要があるか。	<長期的な森林管理計画下にある森林面積の割合>の指標については、SDGs指標15.2のサブ指標4と同様に、民有林の地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画対象の森林面積に基づいて算出しており、日本の総森林面積の100%がすでに長期的な森林計画下にあると評価しています。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
109	「農業及び林業については、明確な課題はなかった」という評価について、農業分野ではターゲット10とみどり戦略・みどり法の目的・施策とのギャップや農業が生物多様性に与える広範な脅威を踏まえ、「課題がなかった」とするのは適切ではない。林業についても、本目標の進捗状況の評価に対する既出意見で述べた通り、具体的な課題や指標の問題があり、「課題がなかった」とするのは適切ではない。	農業及び林業について、中間評価案が参照しているJB04中間提言においては明確な評価上の課題は示されていませんでした。一方、農業では例えば有機農業の推進については、技術の体系化や指導体制の構築などの課題があると考えています。また、林業においてもご指摘のとおり、所有者不明森林への対応や適切な森林整備の推進等に取り組む必要があると認識しています。 上記を踏まえて、以下のとおり修正します。 農業及び林業については、明確な課題はなかった。 → 農業及び林業については、持続可能な生産活動の拡大に向け、引き続きみどりの食料システム戦略や森林・林業基本計画に基づいて各種施策を推進する。

110	農業において、農地整備事業による生息環境悪化、スマート農業等の新技術の影響分析など課題は多い。今後の課題として明記した上で解決への取り組みを推進すべき。	中間評価案が参照しているJBO4中間提言においては明確な評価上の課題は示されていませんでした。一方、ご指摘のとおり、例えば有機農業の推進については、技術の体系化や指導体制の構築などの課題があることから、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。なお、林業部分についても、別の意見提出者からのご意見も踏まえて、修正します。 農業及び林業については、明確な課題はなかった。 → 農業及び林業については、持続可能な生産活動の拡大に向け、引き続きみどりの食料システム戦略や森林・林業基本計画に基づいて各種施策を推進する。
111	漁獲量の増加は、持続可能な水産業の拡大を必ずしも意味しないため、漁獲量の減少を課題とするのは適切ではない。GBFターゲット5を参照し、施策の強化や拡大、さらには新規施策の追加を検討すべきである。	持続可能な水産業については、ご指摘の漁獲量以外にも複数指標で評価をしており、ヘッドライン指標である「生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合」や「漁獲量のうちTAC資源の占める割合」について、「状態目標 3-3 持続可能な農林水産業が拡大している」の「②主な成果や進捗状況」において記載をしこれらの指標群で評価しています。この点が分かりやすくなるように、「状態目標 3-3 持続可能な農林水産業が拡大している」の「③主な課題や今後の方針」に以下のとおり下線部分を追記します。 水産業については、関連指標のうち「漁獲量」は減少傾向であり、今後更なる取組の推進に努める。 今後もこれらの指標を参考にしながら施策を推進します。なお、漁獲量を指標とすることで生態系サービスの一つである供給サービスの高さを評価することができると考えていますが、海水温や海流などの海洋環境の変化、その他社会経済的要因の変化を加味したうえで評価する必要があると考えています。

行動目標3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
112	「国際的なルール形成への参画及び国内企業の巻き込み」という表現について、日本語として適切でない印象を受けるため、実態を踏まえ「国際的なルール形成への参画及び国内企業への参画呼びかけ、活動支援」等への修正が適切である。	ご意見の箇所については、生物多様性国家戦略2023-2030において既に掲げられている施策名称であるため、原案通りといたします。なお、「巻き込み」には「参画呼びかけ、活動支援」の意も込めています。
113	「目標達成に向けて順調」との記述を「進展したが、その程度は不十分」に修正すべきである。本行動目標の評価は、GBFターゲット15等の野心的目標に向けた進捗評価に整合させるべきであるが不十分であるため。	本行動目標の進捗状況については、企業に向けた定量評価手法及び生物多様性に関する情報開示方法等に関する情報提供の実施回数、金融機関・投資家に向けた定量評価手法及び生物多様性に関する情報開示方法等に関する情報提供の実施回数等の各種指標によって一定程度把握できていることから、原案通りといたします。なお、本行動目標にかかる取組についてはまだ始まったばかりのものが多く、「③主な課題や今後の方針」に記載のとおり、今後も継続的に取組を把握・推進する必要があると考えています。
114	日本政府が行ったこととして、「企業に対する、NDPFのパイロットテストへの参画呼びかけ」等も追記すると良い。	ご意見いただいた内容はかなり細かく、かつ単発的な取組であるため、本案において記述は省略し、原案通りといたします。
115	「さらに、主な具体的施策の課題や今後の方針は下記のとおりである。」の冒頭に、「サプライチェーン全体での取組みは、行動目標 3-1 の達成に向けて極めて重要であり、裾野拡大に向けた基盤整備を進めていく」という表現で、全体の方向性を示すものと良い。その上で、現在記載されている6つの施策に加え、「サプライチェーンを含め、民間も簡便に利活用可能な自然関連のオープンデータ基盤の構築、標準化された評価手法の確立と普及」を追記すべきである。	いただいたご意見の趣旨も含めて、中間評価案の本行動目標の「③主な課題や今後の方針」に記載の調達におけるネイチャーポジティブ配慮指針等(仮称)の検討・策定や、ネイチャーフットプリントの開発等を進めていくこととしているので、原案通りといたします。
116	調達におけるネイチャーポジティブ配慮指針等(仮称)の検討・策定および関連した取り組みにおいては、日本の事業活動がサプライチェーンを通じて特に海外において与えている影響の削減が具体的に進むように、トレーサビリティ確保のためのデータ基盤の整備を政府が主導すべきである。また、「ネイチャーポジティブ」を掲げる指針や先行モデルの展開にあたっては、ミティゲーションヒエラルキーに基づく行動を明確な基準として示すべきである。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
117	目標年2030年までの主な方針として、現在記載のある環境省中心の取組では不十分である。特に自然に与えるインパクトの大きな大企業や多国籍企業、金融機関を対象とした義務的措置の検討をスコープに入れ、金融機関や情報開示を管轄する金融庁や、リスク商品の輸出入や流通等を管轄する経済産業省、農林水産省など他省庁を含めた検討についても今後の方針に含めるべきである。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

行動目標3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
118	「主な課題や今後の方針」に現在の2点に加え、「生物多様性・自然資本保全と企業の競争力強化を両立させるイノベーション創出に向けた支援策の拡充」等の追記を要望する。	いただいたご意見のような支援も目指して、本行動目標の「③主な課題や今後の方針」に記載のネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームを通じた取組等を進めていくこととしているので、原案通りといたします。また、併せていただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

行動目標3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量(リスク換算)の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
----	--------	------------

119	「目標達成に向けて順調」という記述について、「進展したが、その程度は不十分」に修正すべきである。本行動目標の評価は、GBFターゲット10およびターゲット5（水産業）に向けた進捗評価に整合させるべきであるが、農業、林業、水産業それぞれにおいてグローバルターゲットとNBSAP目標・指標の整合および進捗はまだ不十分であるため。	本行動目標の進捗状況については、＜有機農業の取組面積＞、＜化学農業使用量（リスク換算）＞、＜化学肥料使用量＞等のみどりの食料システム戦略のKPIと同一である各種指標によって把握しています。みどりの食料システム戦略は、地球温暖化対策や生物多様性保全など食料システムにおける環境問題への世界的な対応が求められていることを背景として策定されており、同戦略に基づくKPIやその他関連指標を参照することで、適切に評価できていると考えています。よって、原案通りといたしますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
120	ヘッドライン指標＜農業環境濃度及び/又は統合農業使用量（リスクベース）＞の効果検証について、単に数値だけで見るとは、農地における実際の生物の生息状況の変化についても検証すべき。	＜農業環境濃度及び/又は統合農業使用量（リスクベース）＞については、現時点では算出方法が定まっていないことから、今後開発される算出方法を考慮しつつ、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
121	目標の達成に向けた実施措置の有効性を示す例やケースに「2023年度に有機農業の取組面積が約3.45万haまで拡大した」とあるが、みどりの食料システム戦略の目標である有機農業比率25%に対する達成率を示すべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 → 地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村である「オーガニックビレッジ」の創出の推進等により、2023年度に有機農業の取組面積が約3.45万haまで拡大した。 → 地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村である「オーガニックビレッジ」の創出の推進等により、2023年度に有機農業の取組面積が約3.45万ha(0.8%※)まで拡大した。 ※耕地面積に占める有機農業取組面積の割合
122	今後の施策には、水田圃場整備、大規模化、乾田直播等の食料安全保障対策、中干期間の延長や農業水路の改修工事等の気候変動対策による、生物多様性への負の影響を低減するための取組を含めるべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
123	改正クリーンウッド法の実効性を高め、日本の消費者が違法木材を購入するリスクから守るため、同法における合法性の定義と適用範囲を幅広く明確化するとともに、第二種事業者に合法性情報の取得・受理を義務化し消費者への確実な伝達を確保することを含めた抜本的な制度構築の検討を開始すべきである。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
124	環境負荷低減の取組の「見える化」は生産者、消費者双方に分かりやすく、活用していくべきものと考えている。一方、慣行農法であっても生物多様性保全や気候変動対策に貢献することは可能であり、生物多様性保全への貢献のみでもラベルが得られるようにすべき。	農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」について、温室効果ガスについては、吸収・削減に効果のある技術とその効果を算定する定量評価の手法がある程度確立していることから、「見える化」の等級ラベルでは、これら技術に取り組んだ成果を簡易算定して等級化しています。一方、生物多様性保全については、水田作では営農上の取組とそれによる保全効果について一定程度確認されているものの、生物多様性を定量評価する手法が十分に開発されておらず、取組に対する効果の程度を一律の基準で測ることが困難なことから、取組数に応じた評価としています。こうした違いを考慮し、生物多様性保全の評価は、温室効果ガス削減の貢献の評価を行った場合の追加的指標として運用することとしています。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
125	環境負荷低減の取組の「見える化」についても、同様に実際の生きものとの関係性を示すための検証を実施することを記述すべき。	生物多様性は様々な環境の作用を受ける上、その地域における標準値を設定することが困難であることから、環境負荷低減の取組の「見える化」においては、農産物の生産ほ場当たりの対象取組を実施した数を評価しています。また、対象取組は、生物多様性保全の取組として一定の効果が検証されているものを評価の対象としています。なお、「見える化」のガイドラインにおいては、農業者等が自ら実施区域の生物の生息状況を確認することを推奨しています。
126	施策「3-4-3環境に配慮した農法の推進」について、先進的な取組支援の検討に合わせて、クロスコンプライアンスの内容の再検討を行うことを明記すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
127	施策「3-4-24環境・生態系と調和した栽培漁業の推進」について、種苗放流の影響やリスクの調査継続に賛同する。一方、魚道の設置等、河川を遡上して自然産卵ができるようにすることを明記すべき。	当該施策は環境・生態系と調和した栽培漁業の推進にかかるものであり、原案通りといたします。なお、魚道の設置については、施策「1-2-23河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成」において、『「多自然川づくり」や自然再生事業等により、湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進している。』旨記載しており、引き続きこれらの施策を推進します。

4. 基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)		
状態目標4-1 教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
128	学校給食の有機農産物利用についても、食育における農業と生物多様性の関係性の理解について把握すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、「状態目標4-2 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている」において、学校給食に限定されないものの、類似する指標として「週1回以上有機食品を利用する消費者の割合」を指標として利用しています。
129	課題として、学校教育や給食を通じて(食育)、生物多様性の重要性を周知していく活動を進める、と記載すべき。	食育の重要性の普及については、施策「4-4-5環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進」(中間評価案P166)において取り組んでおり、引き続き本施策を推進します。
130	課題として、「田んぼの生き物調査」「干潟の生き物調査」など、市民団体がやっている湿地での教育活動についても、情報を収集して認知度等の指標づくりに取り込む検討をする、と記載すべき。	本状態目標は、教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている状態を示すものであり、その状態を測ることのできる「生物多様性の言葉の認知度」及び「自然に対する関心度」等の指標を扱っています。ご意見いただいた指標は「状態目標 4-3 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている」にかかる内容と考えますが、既に湿地等を含む形で「生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合」等の指標を設定していることから原案通りといたします。
状態目標4-2 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
131	消費行動の変容について、消費者団体や生活協同組合や市民団体と連携し、普及に務めるよう記述すべき。	本状態目標は消費行動において生物多様性への配慮が行われている状態に関する目標であり、施策の例を記載する箇所ではないことから、原案通りといたします。なお、消費行動の変容にかかる取組は多様な主体と連携して取り組んでいるところであり、中間評価案第2章に記載の施策「4-3-2 行動科学等の知見を活用した行動変容の促進」においては、ネイチャーポジティブ配慮商品・サービスの価値を見せる売り場づくり等の好事例の創出等に向けて生活協同組合を含む主体と連携しています。
状態目標4-3 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
132	課題として、市民団体が主体として実施している生物多様性保全活動も把握し評価する、と記載すべき。	既に市民団体を含む形で「生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合」等の指標を設定していることから原案通りといたします。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
133	田んぼの生きもの調査への農家や消費者など市民参加の場をつくり、実際の生物の生息状況の理解を図るとともに、生息状況のデータの蓄積をはかることを記載すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
行動目標4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
134	国立公園は「すぐれた風景」を人間が眺め楽しむための場であるだけでなく、野生の動植物の貴重な生息場所でもあり、野生生物は自然をかたちづけている欠かせない構成要素である。自然とのふれあい機会の提供に加え、野生生物との適切な距離を考える機会や、ふさわしいふるまい、他の野生の命への畏敬の念、尊重、ともに国土を分け合う謙虚さなどを学ぶ「野生生物教育の必要性」が、本評価案の課題として明記されていない。「人と動物の共生する社会」の概念が、人間優位の愛護精神や自然を娯楽として消費する収奪思考にとどまらず、科学的な知見に基づき将来性ある関係を野生生物といかに構築していくべきかを考える場の必要性について、言及が不足している。	施策「4-2-1 自然とのふれあいの機会の提供」で記載していますように、国立公園等における自然体験活動の推進等を通じて、地域特性に応じて野生動物も含めた自然と人との関わりなどの知識の習得を図っているところであり、今後もこうした施策を推進します。
135	体験活動実施状況の把握において、国立青少年教育振興機構設置施設以外の水鳥・湿地センターや自然観察の森、その他自治体や民間が設置した体験活動を提供する施設等の利用状況も把握し、評価への反映を検討すべき。また、予算不足による体験活動施設の閉鎖という課題解決のため、自治体等が設置する施設の状況把握と、運営継続の支援措置を検討すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
136	「また、少子高齢化や外国人観光客の増加などの社会情勢の変化に伴い、国立公園、国定公園及び国民公園等の利用形態や求められるサービスが変化しており、それらのニーズへの対応が求められている。」を、「また、少子高齢化や外国人観光客の増加、国民のメンタルヘルスやウェルビーイングへの関心の高まりなどの社会情勢の変化に伴い、国立公園、国定公園及び国民公園等の利用形態や求められるサービスが変化しており、それらのニーズへの対応が求められている。」と修正すべき。自然とのふれあいは、知識の習得だけでなく、ストレスホルモンの低下や免疫機能の向上など、生理的・心理的な健康回復効果をもたらすことが科学的に実証されており、自然との関係性の再構築が健康で質の高い生活の実現に資することが指摘されているため。	ご意見を踏まえて以下のとおり下線部分を追記します。 当初の整備から約30年が経過し、国立公園、国定公園及び国民公園等の施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全を確保するために施設改修が必要である。また、少子高齢化や外国人観光客の増加、国民のメンタルヘルスやウェルビーイングへの関心の高まりなどの社会情勢の変化に伴い、国立公園、国定公園及び国民公園等の利用形態や求められるサービスが変化しており、それらのニーズへの対応が求められている。また、近年激化する災害に対して自然公園等の防災・減災機能を強化する必要がある。
137	実施措置として、ラムサール条約登録湿地で行われているCEPAその他の活動も取り上げるべき。	ラムサール条約登録湿地の賢明な利用については中間評価案第2章に記載の施策「5-5-21ラムサール条約及び条約湿地の保全、賢明な利用及び普及啓発」(中間評価案P185参照)において位置付けられており、ご意見を踏まえ、当該箇所の「施策の取組状況と成果」について、以下のとおり修正します。 ラムサール情報票(RIS)について現在9箇所での更新作業をしている。ラムサール条約登録湿地関係市町村会議等が実施され、関係自治体間の情報共有と連携が進められている。 → ラムサール情報票(RIS)について現在9箇所での更新作業をしている。ラムサール条約登録湿地関係市町村会議等を通じて、国内外の湿地保全に係る最新動向の共有に加え、関係自治体間で、ワイズユース(賢明な利用)の取組事例や湿地教育をはじめとする普及啓発活動等(CEPA)の情報共有と連携が進められている。

行動目標4-4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
138	進捗状況の把握においては、回収率やリサイクル率だけでなく、リユースの推進と生産量削減状況もモニタリングし評価すべき。また、今後の方針として資源循環を促進するだけでなく、プラスチック生産量の削減を推進するため、拡大生産者責任を含めた国内法の整備を進めるべき。	使い捨てプラスチックの排出抑制については、施策「4-4-2プラスチック資源循環の推進」>プラスチック資源循環戦略に基づく取組」において記載のある「製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進する。」に包含されており、さらに当該施策の指標として「ワンウェイプラスチック排出抑制」の割合を掲げていることから、原案通りといたします。
139	施策「4-4-2 プラスチック資源循環の推進」について、プラスチック問題の解決には、そもそもの生産量を削減することが不可欠であり、代替素材の利用を含めた使い捨てのプラスチック製食品包装容器使用量の削減のための取り組みを推進することを明記すべき。	代替素材の利用を含めた使い捨てのプラスチック製食品包装容器を含めたワンウェイプラスチックの使用量の削減について、施策「4-4-2プラスチック資源循環の推進」>プラスチック資源循環戦略に基づく取組」において記載のある「製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進する。」に包含されており、さらに当該施策の指標として「ワンウェイプラスチック排出抑制」の割合を掲げていることから、原案通りといたします。 なお、ご意見いただいた食品包装容器については、同施策「4-4-2プラスチック資源循環の推進」>食品産業・農畜産業におけるプラスチック資源循環の推進」において、施策の「取組状況と成果」を記載するとともに、「課題と今後の方針」に食品容器包装のプラスチック資源循環を推進する旨を明記しています。
140	「リサイクル事業等の促進のため、プラスチック資源循環促進法に基づく自治体・事業者の認定件数を増やす活動を継続する。徐々に認定件数は増えているが、まだ十分ではないため、引き続き、プラスチック資源循環の取組に関係する全体（メーカー・リテラー・ユーザー・自治体・リサイクラーの連携）の支援を強化していく。」に「プラスチックの有効利用に関しては、サーマルリサイクルよりもマテリアルリサイクルの批准を増やすように努める。」を追記すべき。	プラスチックのリサイクルの促進については、ご指摘の項目において記載のある「プラスチック資源循環の取組」に係る全体（メーカー・リテラー・ユーザー・自治体・リサイクラーの連携）の支援を強化していく。」に包含されていることから、原案通りといたします。
141	「農畜産業においては、引き続き排出抑制・資源循環利用に係る実態調査を実施し、優良事例の横展開を通じた新たなリサイクルの導入等のリサイクル率向上に向けた取組を推進する。」に「また、今後は水産業におけるプラスチック削減にも力点を置き、ゴーストフィッシングの予防やマイクロプラスチックに発生源の抑制にも努める。」を追記すべき。	本行動目標については、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する目標であり、ご意見の内容は「行動目標1-3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する」に近い内容と考えるところ、ご意見を踏まえ、行動目標1-3の「②主な成果や進捗状況」、「③主な課題や今後の方針」に、それぞれ以下のとおり追記します。 「②主な成果や進捗状況」 漁具等の漁業分野における海洋ごみ対策として、使用済漁具の計画的処理を推進するための指針を策定し、海洋に流出した漁具による環境への負荷を最小限に抑制するため、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具開発・改良等の支援や漁網のリサイクル推進に対する支援を行っているほか、海岸漂着物等地域対策推進事業や漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業による海洋ごみや海岸漂着物等の回収・処理を推進している。 「③主な課題や今後の方針」 漁具等の漁業分野における海洋ごみ対策として、引き続き、海洋に流出した漁具による環境への負荷を最小限に抑制するため、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具開発・改良等の支援や漁網のリサイクル推進に対する支援を行っているほか、海岸漂着物等地域対策推進事業や漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業による海洋ごみや海岸漂着物等の回収・処理を推進する。
行動目標4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
142	世界農業遺産や日本農業遺産における伝統的な農業と食文化の継承についての記述もすべき。	ご意見を踏まえ、中間評価案P168の施策「4-5-6食文化の保護・継承による農山漁村の活性化」の「課題と今後の方針」の部分に以下を追記します。 また、世界農業遺産・日本農業遺産は、伝統的な農林水産業を通じて生物多様性保全への貢献や、地域固有の食文化が継承されており、その保全を推進する。

5. 基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進		
状態目標5-1 生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
143	施策「5-1-2ニタリングサイト1000」について、モニタリングサイト1000の継続に関わる課題として調査員の不足と人材育成を記載するとともに、その改善や、資金調達、予算確保について検討、取り組んでいくことを記載すべき。	ご意見を踏まえ、中間評価案P169の施策「5-1-2ニタリングサイト1000」の「課題と今後の方針」を以下のとおり修正します。 → 引き続き、全国に設置した約1,000か所のモニタリングサイトにおいて、定量的な調査を継続する。 → 引き続き、全国に設置した約1,000か所のモニタリングサイトにおいて定量的な調査を継続するため、調査員確保や人材育成に取り組んでいく。
144	施策「5-1-11 プラスチックが海洋生物・生態系に与える影響研究」について、引き続き調査による実態把握と情報提供を進めていくことに強く賛同する。一方、近年世界的に海鳥への蓄積、影響が明らかになりつつある添加剤をはじめとする、プラスチック関連の化学物質も対象として影響の把握、評価を進め、規制していくことを記載すべき。	施策「1-3-28海洋ごみ対策の推進等」において、マイクロプラスチックが生物生態系に与える影響を把握するために、2021年から水生生物を中心とした生物生態系影響のリスク評価手法の検討を開始しています。引き続き有識者を交えて議論を進めていく予定であり、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
状態目標5-2 世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
145	GBFターゲット18で求められる「有害インセンティブの是正」と「有益インセンティブの拡大」を後押しするためにも、「自然保全×生計向上」の統合型案件への支援を積極的に拡大することが有効である。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
状態目標5-3 我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
146	多様な関係機関を巻き込んだ複数年度でのプログラム化や、二国間援助・多国間支援・ドナー・NGO・学術機関・現地政府による調整と協働計画を強化し、現場の成果を政策レベルへ確実に反映させる仕組みづくりが求められる。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
行動目標5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民動定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
147	「JBO4中間提言のとりまとめにあたって評価指標の不足が明らかになりつつあることを踏まえて、2028年度に予定されているJBO4本体のとりまとめに資する目的で、研究機関、研究者及び学術団体、その他関係機関等と連携して、データ解析基盤の開発とともに新たな指標の開発を進める」に続き、「その際、環境省が保有する生物多様性に関するデータと、厚生労働省等が保有する感染症や環境保健データを統合的に解析できる『ワンヘルス・サーベイランス(仮称)』などの体制構築を視野に入れ、分野横断的なデータ連携基盤のあり方を検討する。」を追記すべき。次期JBOに向けて新たな指標を開発するにあたり、生物多様性の状態と人間の健康状態の相関を分析できるようなデータ基盤の整備を明記することは、次のパンデミック予防や気候変動による健康被害への適応策を講じる上で、戦略的かつ不可欠な基盤整備であると考えため。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
148	実施措置として、ラムサール条約登録湿地のRISのアップデート作業も記載すべき。	RISのアップデート作業については施策「5-5-21ラムサール条約及び条約湿地の保全、賢明な利用及び普及啓発」において位置付けられており、当該施策の「取組状況と成果」や「課題と今後の方針」にも当該内容を記載しています。
行動目標5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
149	施策番号5-2-11について、見える化の対象品目拡大に合わせて、参加しようとする農業者の敷居を低くより多くの参画を得るため、生物多様性のみでもみえるラベルを申請できるような仕組みの改正も併せて検討いただきたい。	農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」については、温室効果ガスについては、吸収・削減に効果のある技術とその効果を算定する定量評価の手法がある程度確立していることから、「見える化」の等級ラベルでは、これら技術に取り組んだ成果を簡易算定して等級化しています。一方、生物多様性保全については、水田作では営農上の取組とそれによる保全効果について一定程度確認されているものの、生物多様性を定量評価する手法が十分に開発されておらず、取組に対する効果の程度を一律の基準で測ることが困難なことから、取組数に応じた評価としています。こうした違いを考慮し、生物多様性保全の評価は、温室効果ガス削減の貢献の評価を行った場合の追加的指標として運用することとしています。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
行動目標5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
150	生物多様性地域戦略の策定への支援は、令和5年で13件、令和6年で6件あるが、これをもって指標の進展が見られると評価することは適当ではなく、「毎年一定数あるが、大きな進展は見られない」と修正すべきである。	本行動目標は、生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化するというものであり、当該生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえた生物多様性地域戦略の策定・改定に際し、技術的支援等を実施した地方公共団体数は取組開始した2023年度以降の2カ年の中で着実に支援を行っていることから、原案通りといたします。なお、当該指標の今後の継続的な把握については、本行動目標の「③主な課題や今後の方針」に記載しております。
行動目標5-4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方

151	施策「5-4-5 自然共生サイト認定に係るインセンティブの検討」について、生物多様性維持協定を締結した場合には相続税、贈与税の減額率を高めること、不動産取得税や固定資産税の優遇について検討し、記載すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
152	「自然共生サイトについて、国内企業に対する支援証明書制度の制度普及を行っていく」に加えて、「自然共生サイト認定後もGBFIに資する形で、保全活動が継続的かつ適切に行われるためのインセンティブのあり方についての検討」等の追記を要する。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 自然共生サイトについて、国内企業に対する支援証明書制度の制度普及を行っていく。 → 自然共生サイトについて、国内企業に対する支援証明書制度の制度普及を行うとともに、保全活動が継続的かつ効果的に行われるためのインセンティブについての検討を行う。
153	「生物多様性にとって有害な補助金」のヘッドライン指標の算出については、関係省庁が連携し、少なくとも2026年中あるいは2027年前半までを目途に算出を目指すなど、期限付き目標として記載すべきである。	特定作業を進めていくことは重要ですが、明示的に年限を設定することが困難なことから、原案通りといたします。
154	補助金等インセンティブの改革が必要とされる生物多様性に直接的な影響のあるセクターとして、農業、漁業分野は特に重要であるため、主な具体的施策および今後の方針では、補助金に関連する農業、漁業分野の政策動向について言及すべきである。	環境に有害な補助金については、特定のセクターを名指ししたものではないため、具体的な分野名に言及することはできないと考えています。

行動目標5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
155	JICAによる農業協力事業における生物多様性保全の事例の有無について精査し記述すべき。	生物多様性保全は農業分野に限定されるものではないため、特定分野に限った記述は適切ではないと考え、原案通りといたします。
156	施策「5-5-22ラムサール条約の実施」について、新規のラムサール湿地登録を鋭意作業中であることに敬意を表す。あわせて、新規のラムサール湿地登録を希望している地域への支援、助言を行うことを明記すべき。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
157	施策「5-5-26野生動物取引規制実施」について、「真に保護を必要とする種の保全」及び「各国への働きかけ」という表現が不明確であり、条約事務局及び加盟国の業務量肥大化の原因を「不明確な基準による規制増加」とする記述は、「不明確な基準」の具体性や分析の根拠が不足していること等から、「近年の条約事務局及び加盟国の業務量が肥大化している。これは不明確な基準により規制を増加させていること」原因がある可能性があり、真に保護を必要とする種の保全に取り組むことを目指して」という記述は削除すべきである。	我が国はワシントン条約の締約国会議等において、従来より科学的知見と客観的なデータに基づき我が国の立場を説明しており、重要な論点は情報文書(Information documents)に掲載するなど、その周知に努めています。 近年の条約事務局及び加盟国の業務量が肥大化しているとの認識は国際的にも共有されており、締約国会議でも、増大する議題数への対応や、作業の効率化が課題となっています。また、「不明確な基準」については、類似種であることを理由に附属書に掲載される種が多いことを指しており、議題数が多いCITESにおいて「真に保護を必要とする種の保全」に重点を置くことが、条約全体の課題であると認識しています。 上記を踏まえて、当該箇所について原案通りとし、政府として、野生動物の保全と持続可能な利用を将来にわたり確保出来るよう、国内施策や法整備を含め、率先して取り組んでいくと同時に、引き続き科学的知見に基づいて議論に参加します。
158	施策「5-5-26野生動物取引規制実施」について、日本政府がワシントン条約関連委員会に積極的に参画するのであれば、国際的な議論への貢献だけでなく、アラブ首長国連邦のような他国の例にならい、国内における保全のための政策及び法整備にも率先して取り組むべきである。	ワシントン条約の野生動物種の国際取引の規制の実行性を高めるため、種の保存法に基づき、同条約附属書 I に記載されている種を国際希少野生動物種に指定し、国内における取引の規制を行っており、引き続き法の適切な運用に努めます。

6. 総括・結論

(中間評価書の総括の見直しを求める)

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
159	「特に二次草原・草地及び里地里山といった人の手が加わることで維持される生態系については、多様な主体の参画の下で自然環境を保全・再生・創出する活動を促進していくことが必要である。」に続き、「生態系の損失は、洪水や土砂災害、熱波の増大、食料や水の安定供給の低下、感染症リスクの変化などを通じて人間の健康や社会全体のレジリエンスにも影響を及ぼし得ることから、生態系の健全性の回復に向けた取組を、気候変動対策や健康・防災政策と連携させて推進していく視点が重要である。」を追加すべき。生態系の回復を単に自然環境の問題としてではなく、気候変動対策や健康・防災政策と連携させて進めるべき方向性を明示することは、戦略の趣旨とも整合的であると考えため。	当該箇所では、中間評価書の第1部の「1. 基本戦略1 生態系の健全性の回復」に記載の内容を総括して述べることにしているため、原案通りといたします。
160	「引き続き多角的な取組を実施・加速化し、生物多様性の損失の直接要因と間接要因の双方に働きかけていくことが必要である。そのためには、(中略)各主体が、参加、連携、協力、協働、行動していくことが欠かせない。」に続き、「とりわけ、生物多様性の損失は、食料安全保障の脅威、感染症リスクの増大、気候変動の激化等を通じて、我々人間の健康と生存基盤そのものを揺るがす喫緊の課題であることを深く認識し、あらゆる分野が生物多様性の保全を自事として捉え、変革に向けた行動を加速させなければならない。」を追加すべき。生物多様性の損失を「我々人間の健康と生存基盤そのものを揺るがす喫緊の課題」として総括部に明示することは、本戦略のメッセージ性を一層高めるとともに、健康・医療、農林水産、防災、金融等を含む広範な主体の参画を促すうえで有効であると考えため。	生物多様性の損失を一人一人が自事として認識することは重要だと考えますが、当該箇所は中間評価書や国別報告書の全体の評価を総括する箇所であり、ご提案の記述の追加は本箇所の趣旨にそぐわないため、原案通りといたします。いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
161	状態目標・行動目標の指標に対するデータ不足や、指標・目標設定が行われていない施策が見られる点について、国が主導して早期に対応方法を確立し、今後の進捗把握に反映されることを期待する。モニタリングにおいて、継続性の観点は重要であるが、今後も環境は変化していくため、現在の状態目標・行動目標、指標も状況に応じて柔軟に対応していくことも検討の余地がある。25年2月のCOP16-2にてGBFモニタリング指標が決定したことも踏まえ、今後は一層、同指標との整合性も意識した評価が望ましい。2030年に向けて当国家戦略を着実に実施するにあたり、政府・自治体・地域社会・研究機関・企業等の多様な主体が一体となって取り組む仕組みの強化は必要であり、省庁間連携の上、政府による一層のリーダーシップを期待する。	状態目標・行動目標の指標に対するデータ不足や、指標・目標設定が行われていない施策が見られる点について、中間評価書P190.2-4行目に記載の「今回の中間評価全体において、技術的に評価が困難であった項目も一部あることから、引き続き関連するデータの収集・蓄積や評価手法の確立に努める必要がある。」の通りです。いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

(国別報告書の昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標達成に向けた各国における進捗の評価の見直しを求める)

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
162	GBFヘッダーライン指標において「データなし」の項目が多いのは、国家としてのモニタリング体制およびデータ整備が途上段階にあることに起因すると認識しており、経済界も含め、日本社会全体でのGBF貢献について可視化を強化し、国際的なプレゼンスを高めていけるよう、省庁間連携の上、対応の改善を求める。2030年に向けてGBFを着実に実施するにあたり、政府・自治体・地域社会・研究機関・企業等の多様な主体が一体となって取り組める仕組みの強化は必要と認識。自治体への働きかけを含め、政府による一層のリーダーシップを期待する。	いくつかのヘッダーライン指標が「データなし」であることについては課題として認識しており、国別報告書P95.12-14行目に記載の「今回の国別目標の進捗評価全体において、技術的に評価が困難であった項目も一部あることから、引き続き関連するデータの収集・蓄積や評価手法の確立に努める必要がある。」の通りです。いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
163	国別報告書セクションIVにおいて、「森林生態系のうち二次林や、」という記述は削除すべきである。その理由として、多くの二次林でシカによる激甚な食害が発生し、下層植生の減退・消失が発生することで植物をはじめ鳥類や昆虫類の減少が続いており、生物多様性が減少している。また、当該森林の土壌流出が進行し土壌生態系の縮小や消失が見られており、二次林の生態系の健全性が回復に向かっているとは言い難いため。	当該箇所は、公表情報を基本とした様々な情報源から収集した指標の量・質やトレンドの一致性等に基づき2020年頃を基準年とした短期トレンドの総合評価を行ったJB04中間提言からの引用部分であるため、原案通りといたします。

(国別報告書のGBFの実施に関する結論の見直しを求める)

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
164	国別報告書セクションVで報告すべき内容は、GBFの実施に関する結論であるが、原案はNBSAP中間評価の総括になっているため、修正が必要である。具体的には、GBFターゲットと国別目標のギャップおよびその改善に向けた検討、ならびにNBSAPでカバーすることが困難なターゲットや指標等の課題についての記述があるべきである。	我が国は、国家戦略の策定及び実施を通じてGBFを実施することとしており、したがって、中間評価書における国家戦略の進捗状況の総括をもって、現時点でのGBFの実施に関する国別報告書のまとめとしているものです。GBFターゲットの実施や関連指標に関する課題については、国別報告書P95.12-14行目において「今回の国別目標の進捗評価全体において、技術的に評価が困難であった項目も一部あることから、引き続き関連するデータの収集・蓄積や評価手法の確立に努める必要がある。」と記載しており、引き続き課題として認識します。
165	国別報告書セクションVについて、日本がCBDにおけるNBSAP改定および実施に関する「Voluntary Peer Review (VPR)」のプロセスに参加すること要望する。	いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

7. その他		
(本案全般について支持する)		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
166	生物多様性国家戦略の中間評価案は、国家戦略の実施状況の俯瞰や日本経済界への示唆という点で有意義であると評価する。特に、経団連自然保護協議会のアンケート結果にも示されているように、企業による生物多様性保全への取組みが着実に広がり、進展している状況が適切に反映されている点を高く評価する。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
167	第7回国別報告書(案)は、GBF(昆明・モントリオール生物多様性枠組)および生物多様性国家戦略の進捗を包括的に整理し、日本国内の多様な主体による取組状況を的確に反映していると評価する。特に、経団連自然保護協議会のアンケート結果にも示されているように、日本企業における生物多様性保全への取組が着実に広がり、進展している状況が適切に取り上げられている点を評価する。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
(本案全般について見直しを求める)		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
168	生物多様性国家戦略2023-2030において、生物多様性損失がGHG排出・資源循環・土地利用の不整合と深く結びついているにもかかわらず、これらを一体で扱う統合概念「自然×気候×資源循環」が十分に位置付けられていない現状を懸念する。	気候変動、資源循環等の様々な分野の取組との連携については、生物多様性国家戦略2023-2030において、「2030年ミッション」をはじめとして広く記載しているところですが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
169	生物多様性国家戦略においては、その湿地部分は国家湿地政策でもあるとされているが、同戦略においても国家湿地政策の部分は判別し難く、その結果、本国別報告書でも湿地に関する項目、指標、進捗評価は記述が少ない上に、位置づけも判然としない。少なくとも次回第8回国別報告書の時点では、国家湿地政策部分が明瞭になるように記載できるよう、生物多様性国家戦略自体も改訂すべきことを課題とすべき。	生物多様性国家戦略2023-2030のうち湿地に係る記載を「国家湿地政策」として位置づけることは、ラムサール条約の決議に沿って行っているものであり、「国家湿地政策」の実施状況等についてはラムサール条約の国別報告書において報告することとしています。
(本案の策定プロセスについての見直しを求める)		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
170	報告書案の作成プロセスに関する記載がパブリックコメントから省略されている理由を説明すべき。また、本来は省略せずに、パブリックコメントに至るまでの報告書案作成プロセスにおける「全政府的および社会的アプローチ」の実施状況、特に市民社会を含む主体の包摂的な参加機会について本項目で開示し、市民団体や国民が意見を述べる機会を確保すべきであった。	ご指摘のとおり、国別報告書案のうち、「報告書の作成プロセスに関する概要」は、パブリックコメントの対象となっておりません(案において「略」とされております。)。これは、当該箇所については、国別報告書の提出段階でそれまでのプロセスについて事実関係に基づき記述する方針であり、パブリックコメント開始時点において未作成であったためです。いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
(本案の評価方法の見直しを求める)		
No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
171	国別報告書案の目標達成に向けた現在の進捗状況について、選択項目の英語表記をCBDのガイダンス: Guidance and template(https://www.cbd.int/reports/nr7)の表記に合わせるべき。	ご指摘のとおり、生物多様性条約第16回締約国会議の決定文書及びそこから抜粋されたガイダンスでは、ご指摘の2つの選択項目は「Progress made but an insufficient rate」及び「No significant progress」とされています。しかし、その後締約国担当者向けに公表されたオンライン・レポーティング・ツールでは、回答選択項目が「Progress toward target but an insufficient rate」及び「No significant change」となっていたことから、国別報告書案上も、同ツールに合わせております。
172	・国別報告書案の目標達成に向けた現在の進捗状況 について、第6回国別報告と進捗状況の選択項目が異なる部分は、その項目の定義を明確にするとともに、必要に応じて選択を見直すべき。 ・中間評価案の進捗状況の評価について、評価の選択項目が第6回報告と第7回報告で異なっているため、双方に係るCBDのガイダンス: Guidance and template(https://www.cbd.int/reports/nr7)を再整理のうえ、各状況に応じた振分けを再確認し(必要に応じ見直し)、国別報告書との整合も図るべき。	今回の中間評価では、生物多様性条約の国別報告との連携の観点で、締約国会議決定やオンライン・レポーティング・ツールの様式と整合するよう作業を進めているため、6段階評価を導入しています。なお、目標から遠ざかっている場合は、「No significant change/大きな進展なし」を選択することとしています。ご意見を踏まえて、中間評価案の「中間評価の構成と実施方法」に脚注として以下を追記します。 第7回国別報告書の様式に合わせて、状態目標及び行動目標(国別目標)の進捗状況については「達成」、「目標達成に向けて順調」、「進展したが、その程度は不十分」、「大きな進展なし」、「該当なし/適用不可」、「不明」の6段階で評価を行っている。なお、「大きな進展なし」の評価としている場合は、状況や取組に進展が見られない場合のほか、目標から後退している場合も含まれる。